平成11年6月8日第三種郵便物認可（年4回2・5・8・11月の5日発行）そうせい　第126号　平成16年8月5日発行

30 ZENSOUSEI 15th
第15期全曹青執行部スローガン
“燃え上がれ青年のエネルギー”

そうせい

全国曹洞宗青年会
No.126
2004. Aug

二〇周年記念事業かわら版

全曹青情報局

中央研修会レポート他

お寺散策　石川県 天徳院

DIGIそうせい

萬燈供養の手引き

全国曹洞宗青年会 法式委員会編

法式委員会では「萬燈供養」のあの厳粛かつ荘厳なる雰囲気をより広くご紹介しようと、映像を取り入れたDVDを作成いたしました。
大本山總持寺をはじめ各地で行われている法要の様子をいくつか紹介し、萬燈供養の解説などが入った内容となっております。
【DVD・CD 二枚組み】　一組1,000円（送料別途）

●内容
○萬燈供養の歴史　○差定例　○導師・殿行の進退図　○配役表例　○諸準備物　○経木塔婆サンプル　○回向例　○主な寺院での法要の紹介　○法式委員会流簡易萬燈供養差定の紹介　など

●頒布価格
一口　一組から（何口でもかまいません）
一組　一、000円

●申し込み方法
下の申し込み用紙にご記入の上郵送かファックスにてお申し込み願います

●申し込み先
〒692-0053
島根県安来市沢町六八五
地福寺内　大坂恵司
FAX　0854-22-4460

●申し込み期限
数量限定で制作しますので、無くなり次第終了といたします。

●お届け方法
着払いにてお届けします。

●内容の問い合わせ先
法式委員会　松永寛道
FAX　0543-69-5803
アドレス　kando@mail.wbs.ne.jp

キリトリセン　　キリトリセン

萬燈供養の手引きDVD・CD申込書

申込数量 _____ 組　（一組1,000円 送料別途）

県名 _____ 寺籍番号 _____ ご寺院名 _____ ご氏名 _____

ご住所 _____ 電話番号 _____

そうせい

CONTENTS

全国曹洞宗青年会
No.126
2004. Aug

04 お寺散策 ～石川県 金沢市 天徳院～
05 三〇周年記念事業かわら版
10 全曹青情報局 ―総会報告・中央研修会レポート他―
「生老病死の大海を泳ぐ ～禅の心と老子（TAO）～」
〈新連載〉
17 IT智慧ぶくろ
18 そうせいインフォメーション
〈緊急告知〉
―佐賀県竜巻災害被災報告―
～佐賀県曹洞宗青年会の支援活動状況～
―佐賀県竜巻災害、新潟・福島、福井集中豪雨災害における
義援金勧募のお願い―
22 ディスカバーヒューマンライツ
24 SOUSEIインターナショナル
26 賛助会員名簿
〈新連載〉
28 菜食健美
29 そうせいサロン
30 青年会モザイク
―曹洞宗岐阜県青年会―

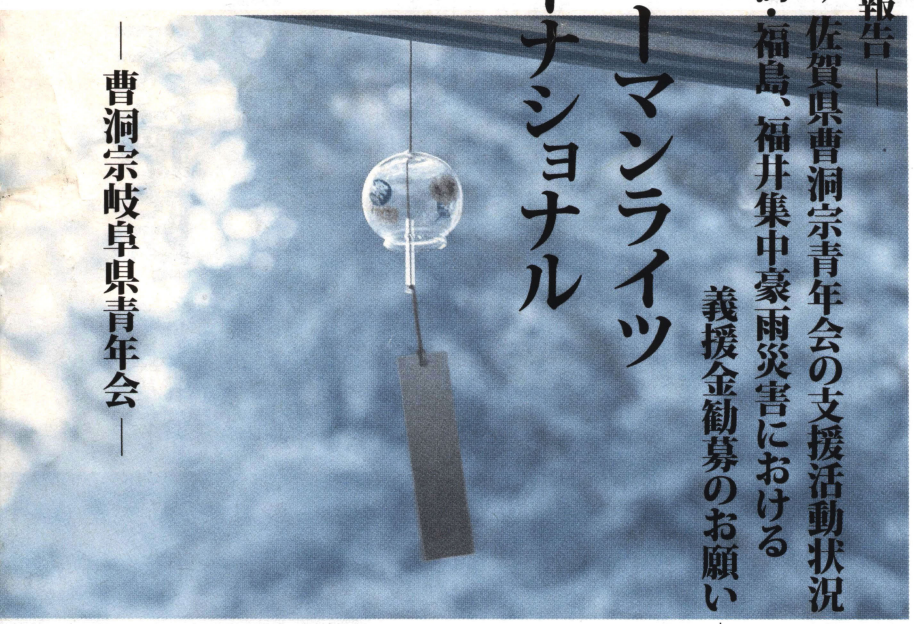

COVER DESIGN　広瀬知哲
全曹青ホームページ　http://www.sousei.gr.jp/
©そうせい2004　本誌の写真、イラストレーションおよび記事の無断転載を禁止いたします。

お寺散策

金龍山 天徳院

加賀百万石の危機を救い、その繁栄の礎を築いた珠姫が眠るお寺

威風堂々たる門柱

古都金沢と聞くと、江戸時代の代表的な林泉回遊式大庭園の特徴を今の時代に活かした兼六園が頭に浮かぶが、時の加賀藩主・前田家の菩提寺が曹洞宗寺院であると聞き、早速その地を訪れてみた。今回紹介をさせて頂く珠姫の寺、天徳院がそれである。

JR金沢駅から私鉄バスに乗り、約二十分程市内を巡ると「珠姫の寺・天徳院」という看板が目に入ってくる。停留所にてバスを下車し、案内に従って横路に入ると、石畳の参道の奥に金沢市の文化財にも指定されている壮大な山門と、高さ五メートルはあろうかと思われる前田家の家紋が刻まれた門柱が目に飛び込んできた。

その奥に佇む荘厳なる伽藍と整備された境内地は、参拝する者に無言のうちに歴史の重みを語りかけてくれる。

■天徳院の歴史

元和九年（一六二三）に加賀藩三代藩主・前田利常公は、正室珠姫菩提のため、金沢城の東、小立野台に約四万坪の広大な敷地を定めて天徳院を創建した。その翌年の寛永元年（一六二四）、初代将軍・徳川家康公が崇敬した巨山泉滴和尚を千葉県長安寺より招聘し開山としたのが寺の歴史の始まりである。

寛文十一年（一六七一）、珠姫（天徳院殿）の遺骨は天徳院境域より野田山に改葬され、現在では寺の開山堂の脇に御像と位牌のみが奉られている。

天徳院は荘厳な伽藍を有しているが、元禄六年（一六九三）五代藩主・綱紀公が、四代藩主・光高公五十回忌供養のために、親交の深かった明（中国）の僧、黄檗宗五代管長・高泉和尚に委嘱し、着工から約十年の歳月を要して天徳院の堂宇を全て明朝式に造営建築したとされている。明和五年（一七六八）二月の火災で、山門・総門・御霊堂・宝蔵などを残して本堂・庫裡その他多くの講堂を焼失（現存しているのは山門のみ）したが、翌明和六年（一七六九）十二月、十代藩主・重教公がわずか七十日間の突貫工事にて本堂・庫裡などを再建し、現在に至っている。

また、歴代住職には大本山總持寺独住第一世・旃崖奕堂禅師（天徳院第二十三世）、大本山永平寺第六十四世・重興大休悟由禅師（天徳院第二十五世）がその名を連ねている。

■加賀百万石の安泰を築いた珠姫

珠姫は、加賀・能登・越中の太守、加賀藩三代藩主・前田利常公の正室で、慶長四年（一五九九）三月、江戸幕府第二代将軍・徳川秀忠公の次女として生まれ、名前は珠子、幼名を子々姫といった。

鎮座在す珠姫の御像

同年、前田家では藩祖・利家が亡くなり、二代藩主・利長公が加賀の国へ戻り藩政を治めていた。その間には、前田が徳川を討つという噂が流れ、将軍家康公は大変驚き軍勢を集めて前田を攻めようとした。

この情勢を聞いた利長公はすぐに国家老を派遣して、前田家が徳川幕府に刃向かう計画は一切無いことを説明し、その証としてやむなく利長公の母、お松の方（芳春院）を人質として江戸に送り、その代わりに珠姫を嗣子・利常の嫁として受けることを約束したとされる。

慶長六年（一六〇一）珠姫が三歳の時、加賀の国（金沢）へお輿入れになり、十四歳にて結婚、その後十年間に三男四女をもうけ、立派に育てられたという。珠姫は利常公の妻として、将軍秀忠公の娘として前田・徳川両家の融和のために心を尽くされた為、いつしか加賀の国では時の安泰の礎を築いた姫君として崇め奉られるようになったという。

しかしながら、元和八年（一六二二）春、夏姫出産後の七月三日、御歳二十四歳にして惜しまれながらこの世を去った。その年の八月八日、城外小立野の地で荘厳に葬儀が行われ、遺骨を金沢と高野山に分骨して各々に一寺を設け、戒名の「天徳院殿乾運淳貞大禅定尼」に因む形で、いずれの寺院も天徳院と称された。

珠姫の生涯は、加賀百万石の危機を救いその繁栄に尽くした人物として、今も金沢市民に敬愛され親しまれている。

■現代に生きるお寺、天徳院

天徳院は古都金沢を代表する観光寺院としても有名である。特に参拝者から好評なのは、からくり人形「珠姫・天徳院物語」の上演であろう。本堂の一角に再現した御殿を舞台に、木偶師八代目・玉屋庄兵衛氏（名古屋市）が伝統の手法と新しい技術で実現した「珠姫・天徳院物語」は四季を通じて定期的に上演され、老若男女問わずみなが珠姫の生涯に触れる事ができる。六体の「からくり人形」が演じるドラマは、ふとタイムトンネルをくぐって風雲急を告げる金沢城の歴史のひとコマを覗かせてくれる。

また、山内には珠姫に因んだ宝物等（珠姫手作りの紙雛人形など）が展示され、参拝者であれば誰でも自由に拝観できる。お寺の歴史や珠姫の生涯について説明を受ける事ができるのも特徴である。

また、別志納（抹茶料）にて、黙照禅庭と称される大庭園が一望できる茶席に就く事ができ、庭園を眺望・鑑賞しながら粋な空間を楽しむ事ができる。日常の喧騒から解き放たれた時間と空間を味わえる事も特典の一つであろう。

宗門にて北陸というと、大本山永平寺や大本山總持寺祖院、並びに大乗寺・永光寺などといった古刹・名刹が有名であるが、ぜひ珠姫の寺、天徳院にも足を運んでみては如何だろうか。

日常の喧騒から解き放たれた空間

珠姫の生涯に触れられるからくり人形

アクセスデータ

- ●住　所　石川県金沢市小立野４－４－４
- ●電　話　０７６－２３１－４４８４
- ●最寄り駅　ＪＲ北陸本線・金沢駅から私鉄バス「湯涌温泉行き」・「錦町行き」・「錦町経由東部車庫行き」のいずれかに乗車し「天徳院前」下車。徒歩１分
- ●入場時間　午前９時より午後４時30分まで（冬期12月～２月は午後４時まで）
- ●拝観料　大人500円、中人300円、小人200円（団体30名以上は10%引き）
- ●からくり人形上演時間
  午前（10時、12時）　午後（２時、４時）
  但し、12月～２月は午後４時の上演はなし。
- ●からくり人形DVD上映時間
  午前９時30分、午後１時、午後２時40分
- ●天徳院ホームページＵＲＬ
  http://www.spacelan.ne.jp/~tentokuin/

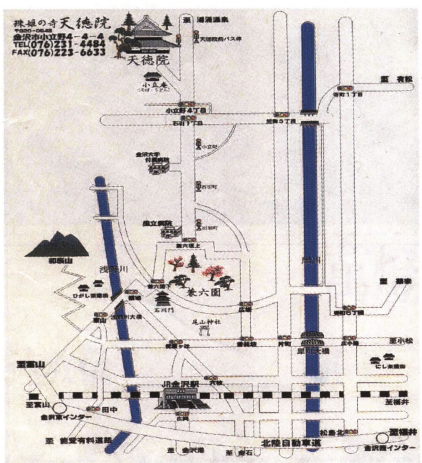

平成十六年度の総会が終わり、三〇周年事業の事業計画・予算案も可決され、いよいよ記念事業が各地で開かれる運びとなりました。各地区の青年会も、はじめは雲をつかむような状態からのスタートであったかと思いますが、徐々に管区理事・各大会の事務局を中心に事業内容が検討されその姿が現れ始めたようです。また、平成十六年度の禅文化学林が中国管区曹青山口大会と三〇周年記念事業を併設して、多々良学園で開かれます。今号ではその中国管区曹青の諸大会を中心に、各地区の担当事務局よりその事業内容についてご報告頂きます。

●第二十七回中国管区曹青山口大会
禅文化学林・全曹青三〇周年事業

「戒」に学び、生死を観る

中国管区曹青においては、数年前から私たちがいまおかれている立場に危機意識を持ち、平成十四年度の管区大会では、「我々は何をすべきか」～若者との接点を求めて～とテーマを掲げました。開催にあたり、大会を主管したいづも青年会を中心にアンケートを一〇代から六〇代までの幅広い世代に問いかけ、集計して大会資料といたしました。「宗教が必要か」「お寺をどう思うか」「僧侶についてどう感じるか」そして「僧侶に何を期待するか」など、日ごろ私たちが聞きづらい内容のアンケートを檀家に限らない一般の方より六〇〇通も手渡しで集めたその結果を正面から受け止めてのシンポジウムは、深く青年僧の心に残ったものと思われます。そして、岡山県岡山市で開かれた平成十五年度の管区大会では、「死とは何か＝いかに死ぬか」を考える主旨のもと、NHKエグゼクティブプロデューサーの河邑厚徳氏を講師に迎え、講師自身の死に直面した生き様を通じての話をもとに「生老病死」について意欲的に取り組みました。

そして、今年度山口曹青を中心に大会計画が進められ、～「戒」に学び、生死を観る～というテーマを掲げ、養老孟司氏、竹林史博老師（山口県龍昌寺住職）を講師にお迎えし、三〇周年記念事業実行委員会にも一コマが与えられ、管区大会・禅文化学林・三〇周年記念事業の各行事が開催されます。

養老孟司氏

養老孟司氏は、あの大ベストセラー『バカの壁』の最終解答として『死の壁』を新潮新書創刊一周年を期して出されました。「死」に向き合うことから今の私たちの「生」について考え、そこに「安心」を見出していこうとする養老氏の名著です。勿論、超多忙な氏を二日間に渡って拘束し、一日目は「和尚さんにもの申す！」と題し、質疑を交えご講演いただき、二日目には、一般聴衆を動員して「命を伝えるということ～一人ひとりの生死～」と題してお話しいただく予定です。当三〇周年実行委員会と致しましても、その講演内容をある程度予測し、また、「戒」に学ぶという視点から一般聴衆に解り易い葬儀のモデルケース（とくに平成十五年度禅文化学林で行われた現代語の葬儀モデルケースで省略した部分の「十六条戒」を中心にしたもの）を、光や音響をふんだんに取り入れ行いたいと計画しています。

ご紹介いたしましたように中国曹青では、数年前から一連の流れをつくり今大会に臨んで魅力溢れるものが計画されております。また、二日目の会場が、多々良学園であることに大きな意味があると思います。皆様ご存じの通り、多々良学園の移転新築は中国管区内寺院はもとより宗門あげてのバックアップによりなされました。現在、未来を見据えた魅力ある宗門学校づくりに関係者が心血を注いで頑張っています。多々良学園が新たな歩みを刻みはじめた今、私たち青年僧も、これからの少子化時代に生き残れる宗門学校になれるようバックアップしていく事が大切ではないかと思います。今回、新校舎をお借りして大会が開くことができることに感謝をしたいと思います。

最後に、今大会は平成十六年度禅文化学林との併催でございます。全国よりの皆様のご参加を大会事務局一同切に願いあげます。

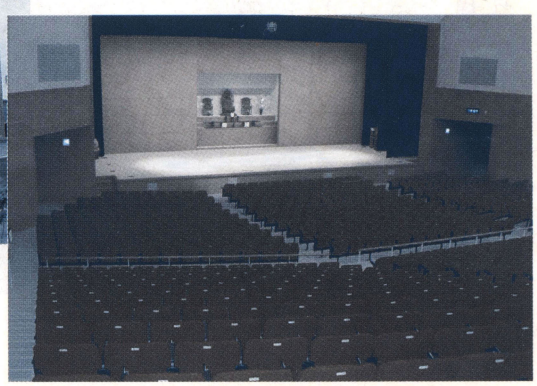

会場となる多々良学園の様子

第二十七回中国曹青山口大会

◆**日　時**
平成十六年十一月二十四日(水)正午受付～二十五日(木)十二時三〇分閉会

◆**会　場**
一日目　山口グランドホテル
(JR新幹線「新山口駅」前)
二日目　多々良学園大講堂
(防府市)

◆**会　費**
一六、〇〇〇円

◆**定　員**
二〇〇名(宿泊込み)

内　容

養老孟司氏(北里大学教授・東京大学名誉教授)による講演

●**演　題**
「和尚さんにもの申す！」(第一日目)
「命を伝えるということ～一人ひとりの生死～」(第二日目)

竹林史博老師(山口県龍昌寺住職)

●**演　題**
「現代における『戒』の意味を考える」

全曹青三〇周年記念事業実行委員会
「十六条戒を人々に伝えるための新しい葬儀実例」

◆**講師プロフィール**
養老孟司

〈略　歴〉
昭和12年　神奈川県鎌倉市に生まれる
昭和37年　東京大学医学部卒業
一年のインターンを経て、解剖学教室に入る
以後解剖学を専攻
昭和42年　医学博士号修得
昭和56年　東京大学総合資料館長、東京大学出版会理事長を兼任
平成元年　「からだの見方」(筑摩書房)でサントリー学芸賞を受賞
平成7年　退官
平成8年　北里大学教授に就任
(大学院医療人間科学)
大正大学客員教授を兼任
(人間学原論)
平成10年　東京大学名誉教授

〈主な著書〉
「バカの壁」「死の壁」(新潮新書)
「ヒトの見方」「解剖学教室へようこそ」
「考える人」「人間科学」(筑摩書房)
「唯脳論」(青土社)
「涼しい脳味噌、正続」(文芸春秋社)
「脳に映る現代」(毎日新聞社)
「カミとヒトの解剖学」「脳が読む」「本が虫」「日本人の身体観の歴史」
(法蔵館)
「身体の文学史」(新潮社)
「毒にも薬にもなる話」(中央公論社)
「脳と自然と日本」(白日社)
「虫眼とアニ眼」(徳間書店)
ほか多数

竹林史博
曹洞宗　龍昌寺住職。
昭和24年(1949)、山口県生まれ。
駒澤大学仏教学部卒業。
昭和3年当時、忽滑谷　快天(ぬかりや　かいてん)先生と発心寺僧堂師家・原田　祖岳老師との「正信論争」を、長年にわたり研究。その成果を近年、「宗学研究」、「宗学大会」にて数回、寄稿および発表している。
この「正信論争」については、「禅と念仏」第16号(2004年発行・禅と念仏社)にも寄稿。
著書に「面山禅師　授戒の話　[現代語訳　説戒]」がある。
[事務局]
〒759-3622
山口県阿武郡阿武町奈古三一五五
大覚寺・末益泰輝　方
電　話(08388)2-3405
FAX(08388)2-3405

●近畿管区大会

慈愛

私ども近畿管区は全曹青三〇周年記念事業を行うにあたり、近畿曹洞宗青年会連絡協議会(二府四県)と福井・石川両曹青から各二名ずつ委員を選出し、三〇周年記念事業委員会を発足、平成十六年二月より毎月一～二回の委員会を行ってまいりました。

事業内容に関しては、大会を三部構成とし、大会法要は、東大寺様並びに南都二六会様と共に大仏殿にて世界平和祈念「大般若法要」を修行いたします。

また、講演会の講師には、岩崎順子氏(和歌山県海南市在住)―「ガンが病気じゃなくなったとき」著者―をお迎えいたします。

氏は、肺ガン末期の夫に、彼自身が生と死を見つめ安心できる穏やかな環境を、と考え自宅にて最期を看取った方です。

岩崎順子氏「ガンが病気じゃなくなったとき」冊子にて抜粋

～病気を通して「生と死を超えたもの」にほんの少しだけ、触れさせてもらう事が出来ました。悲しみを超えて、とても、満たされたものがそこにはありました。初めは病気として捉えたガン。その中での様々な出逢い、そしてその出逢いをくれた「大いなるもの」その

力によって、ガンは病気ではなくなっていきました。大いなるものの存在、魂、生かされているということと、そういう目に見えないものをはっきりと感じさせてもらえた日々でした。～

今大会では、岩崎氏のおっしゃった「大いなるもの」について、我々と共に大会参加者の皆様にお考えいただきたいと思います。

近畿管区大会

◆主　催
近畿曹洞宗青年会連絡協議会・福井曹青・石川曹青

◆後　援
華厳宗東大寺(奈良県)・南都二六会

◆日　時
平成十六年十一月十一日(木)

◆会　場
華厳宗　東大寺

内　容

午後一時
東大寺大仏殿にて世界平和祈念
～「大般若法要」
午後二時半
東大寺金鐘会館にて「講演会」
講師　岩崎順子氏(和歌山県)
題名「～ガンが病気じゃなくなったとき～」
引き続き
「質議応答」
午後六時
奈良・三井ガーデンホテルにて
「懇親会」
午後八時
閉　会

◆講師プロフィール
岩崎順子(いわさきじゅんこ)

和歌山県海南市生まれ。
京都芸術短期大学にて染色を学ぶ。
糸幸呉服店の仕事に就く。
京都市　美装きものスクールにて「きものコンサルタント」「講師」資格取得。
1986年　有限会社「こどもふくのTINKLE(ティンクル)」を経営。
1998年　自宅で亡くなった夫の体の上で子供達が遊んだ体験を綴った「ガンが病気じゃなくなったとき」作成。
2001年　ティンクル閉店
2004年　愛知医科大学　看護学部　非常勤講師。和歌山県人権啓発センター講師バンク　登録講師。

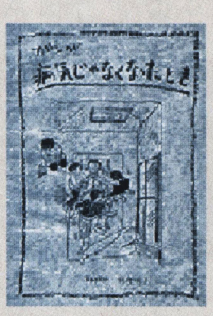

[連絡先]
全曹青三〇周年記念事業近畿管区大会事務局
〒633-2424
奈良県吉野郡東吉野村中黒四一四
奈良・興禅寺　室井秀司　方
電話・FAX
(07464)2-0059

●四国管区大会・四国地区曹洞宗青年会創立二〇周年記念大会

～脚下を照顧する～

自己を見つめ直し、自らが行い自分の言葉で語る

全曹青三〇周年並びに四曹青二〇周年記念大会を『脚下を照顧する』を大会テーマに掲げ開催することになりました。

いま、この時代において私たち青年僧のなすべき事はいったい何なのか。それは、謙虚に我が身を顧みて、反省し、混乱と不安に満ちた現代社会の諸問題を自らの問題としてしっかりと見据え、自己を究明し、仏教者としての認識を高めることにより、自分の言葉や行動で示していくことであると思います。まさに今こそ、我々の役割は非常に重大かつ広大であると一人一人が真摯に受け止め、僧侶としての使命を見失わず、日々の行事の中で実践することが大切なのではないでしょうか。

今大会を開催するにあたり、「脚下を照顧する」という原点に立ち返り、自己を見つめ直し、自信の反省を強く促しながら、これから我々がなすべき事をご参加いただいた皆様と共に考え、今後の活動の礎となる場にしたいと思います。

四国地区曹洞宗青年会
創立二〇周年記念大会

◆日　時
平成十六年十月十九日(火)

◆会　場
南海放送本町会館八階スカイルーム
松山市本町一丁目
電話(089)933-5151

内　容

十二時　開場・受付
十三時　開会行事
十三時三〇分
第一部　記念講演
講師　大本山總持寺前貫首
板橋興宗　禅師
第二部

①歴代会長紹介
二十年を振り返って
②討論会
「あなたならどう答えますか」
日頃、布教活動において檀信徒からの疑問、質問等の答えに悩んだことや、今更聞けないことなどに歴代会長にお答え頂くというモデルケースを通じての討論会

講師　各歴代会長
質問例
「なぜ、法事をつとめるのですか」
「年回法要はなぜ三年と七年なのですか」
「戒名は必要なのですか」
十六時四十五分　閉会
十七時　祝賀会
（六階オークルーム）

◆講師プロフィール
板橋興宗（いたばしこうしゅう）

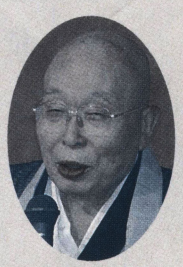

昭和二年　宮城県多賀城生まれ
大本山總持寺前貫首
現在、御誕生寺住職、能登總持寺祖院住職

【事務局】
〒798-3351
愛媛県北宇和郡津島町弓立一四〇
円通寺・本土一真 方
電話・FAX
（0859）35-0660

●北海道管区大会

今、私達の生き方は、現場は…

全曹青曰く、「人々の生老病死に向き合って生きていくことは仏教との命題である。しかし、僧侶がその信念を失っているとしたなら、社会での真の存在意義は無いのかもしれない。『知ったつもりでいる僧侶』と、『自分の生き方にしている僧侶』ではその存在意義がまったく違うと思われるからです。そういう意味において、ほとんどの青年僧侶が、日々の暮らしの中で自らの生き方に不安や疑問を感じながらいると思います。その疑問や不安を解決する方法として、『自分と向き合う』ということに挑みその解決の糸口とすることを思い立ちました…」。その主旨を汲み私達北海道の青年僧侶が直面している様々な事象に目を向け、普段は個人の判断に任せられている事柄の中に存在する問題点について、皆の手で真剣に取り組む機会を設けるべく、この研修会を企画致します。単なる受け身の場ではなく、会員諸師それぞれに問題意識を確立し、今後の参究の糧となる事が最大の目的です。北海道の私達は日常檀務に携わる時間が多く、その中で人々の生老病死に向き合うこととなります。その日常で疑問に思うこと、問題点、ジレンマに感じていることなどを見つめ直してみたいと思います。そこで、テーマは「今、私達の生き方は、現場は…」と設定いたしました。

北海道管区大会
◆日　時
平成十六年十月十八日(月)十二時半受付～
◆会　場
旭川市五条通り・大休寺

内容

●松村俊昭老師（江差地域大学運営委員長・北海道江差町曹洞宗正覚院住職）による基調講演
●小グループに分かれてのグループワーク

◆講師プロフィール
松村俊昭（まつむらしゅんしょう）

1942年大阪市生まれ。1965年駒澤大学文学部英文科卒業。
大学卒業後、十二年間にわたり中学校英語教員として教鞭をとる。早くからグローバリゼーションを唱え、自ら各国を歴訪するとともに、留学生のホームステイ受け入れなど積極的な地域国際活動を展開。
三十五歳で出家し、大本山永平寺へ上山修行。帰山後は過疎化などの地域崩壊を憂い、ふるさとの活性化に尽力。豊かな心、豊かな知識なくして人づくりや活性化はないと、「自立・自助・自高」をモットーに、1983年江差町で地域住民が自主的に企画・運営する「江差地域大学」を開校し事務局長に。
地域大学の提唱は道内はもとより、全国へも広がりをみせており講演活動も多い。一方、スリランカ、中国への学校救援活動、台湾地震救援活動など国際救援活動も行っている。1983年より正覚院住職。

【事務局】
〒071-8143
北海道旭川市春光台三条五丁目一-十五
栄禅寺分院・橋本真英 方
電話・FAX
（0166）55-2083

●九州管区大会

告知について考える

九州管区大会においては、「告知」にスポットをあて、「生老病死」に向き合うことになりました。

基調講演の講師には、前臨済宗仏通寺派管長・対本宗訓老師をお招きいたします。対本老師は、臨済宗仏通寺派の管長を自ら退き、急遽人生を方向転換、医学の道へと歩を進めました。「現代の医学は身体のみを診て心を診ない傾向を強くしている。一方、宗教者は心は見るが、科学が明らかにした生命のメカニズムには無頓着である。二十一世紀の宗教者は、人類の精神史を統合しつつ、なお温かく柔軟な自然科学者であるべきだ」と主張します。

宗教と医療の両面から「告知」の問題についての老師の講演をいただき、その後、対本老師・増田友厚老師（特派布教師、布教師養成所講師）・平川義雄師（九州曹青会員）を中心に、聴衆を交えての質問対談形式にて全大会を行う予定です。

会員自らが「告知」の問題を通し「生老病死」と向き合うことへの想いをいっそう強く持ち合わせていければと願うものです。

会場となる大慈禅寺・仏殿の様子

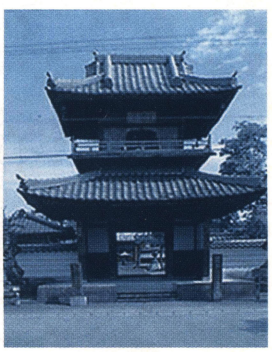

大慈禅寺　山門

九州管区大会

◆**日　時**
平成十六年十月十二日(火)十二時受付～

◆**会　場**
熊本市野田町・大慈禅寺

内　容

●**対本宗訓老師**（前臨済宗仏通寺派管長・現医学生）による基調講演

●**対本老師・増田友厚老師**（特派布教師）・**平川義雄師**（九州曹青会員）の対談と聴衆を交えての意見、質問交換

◆**講師プロフィール**

対本宗訓

1954年、愛媛県生まれ。
1979年、京都大学文学部哲学科卒。京都嵯峨天龍寺僧堂にて修行。
国内およびヨーロッパにて禅指導や講演などの宗教活動を行う。
1993年、臨済宗仏通寺派管長・同僧堂師家に就任。
2000年4月、帝京大学医学部入学。
同年11月、仏通寺派管長・師家を辞任。
2004年現在、一宗教者にして帝京大学医学部5年（M5）に在籍。

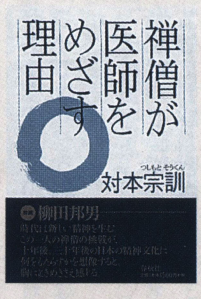

ある日突然、禅宗の管長が医学部医学生になった。なぜ!!

臨済宗（仏通寺派）の管長・師家が、大学医学部を受験、医学生になった。管長・師家といえば、禅門のトップである。地位も名誉も投げ捨てて、なにゆえ医学の道に進むというのか。だが、そこには、宗教と医学の枠にとどまらない、「深い理由」があった……。人間の〈生〉と〈死〉の根元を問う、渾身のノンフィクション。

※春秋社HPより転載

増田友厚

昭和22年、長野県佐久市に生まれる。昭和45年千葉大学卒業後、曹洞宗大本山總持寺に安居・修行し、昭和59年より佐久市・大林寺の住職となる。宗門の特派布教師として、全国を巡回する傍ら、布教師養成所の講師を務め後進の指導にあたる。宗門以外にも、長野県教育委員会不登校児童ふれあい体験リーダーや、佐久市教育委員・保護司・民生委員を務め、そこでは少年達と交わりを深くし、彼等と寺院で勉強会を開く活動も行っている。また、FM佐久平において「おっしゃんの一期一会の旅日記」という番組を担当したり、老人福祉施設「シルバーランド三井」に関わる佐久仏教会の世話人として、行政との連携のもとお年寄りと僧侶の新しいあり方を探しつつ、お部屋訪問・法話・なんでもボランティアへの参加等、その活動は多岐にわたる。

[事務局]
〒860-0863
熊本市坪井四-二-三
豊雲院　豊住武久　方
電話（096）343-4918
FAX（096）345-9052

全曹青情報局

平成十六年度 全曹青中央研修会

対談

「生老病死の大海を泳ぐ ～禅の心と老子（TAO）～」（抜粋）

同時代の老子と仏陀

【鈴木】　本日は老子と禅を、同じ東洋の思惟として横断的にとらえて、「生老病死の大海を泳ぐ」というものに対して別の視点を感じていただければありがたいなと、このように思っております。

【板橋】　人間的な大脳皮質、この脳を使い過ぎて、事を狭めてきているのがわれわれなんです。それを悩み、苦しみと呼ぶんです。

それで、大脳皮質の人間脳をできるだけ外す。頭をいつでもニュートラルにしておく。いわゆる大脳皮質をやめて、ニュートラルのままにしておいて、動物脳を生き生きとさせている。これが皆さんご存じの坐禅です。それを道元禅師は非思量と言われた。体にじかに感じる。頭で判断するんじゃない。

それを老子がそのまま表現しています。仏教用語を使わないで。ただ、仏教、中国の禅がいろいろと老子、タオの言葉を引用しています。無為自然とか、融通無碍、「大拙は大巧なれ」とか、いろいろそういうものを仏教の方が利用しているだけで、内容は全く同じだと私は見ています。

【加島】　老子が仏陀と同時代だったというのは、すごいことだよね。あの当時、紀元前五世紀ぐらいから。孔子もソクラテスもそうだしね。後三人ぐらい、すごいスピリチュアル・リーダーが出ている。人類全体の中から、そういうスピリチュアルな力が起こったんじゃないかなあ。

逆に言うと、あの時代までに人間の文明は、戦い、それから所有とか、そういう欲望に取り憑かれちゃって、非常な危機になった。その時に、老子も「もうこれ以上、欲望の働きに頼っているだけじゃあ、心の平安がないんだ」っていうことを、説き始めた。それから二千五百年たっても、いまだに同じことをみんなに言わなくちゃならん。いや、仏陀や老子の言葉は、今、もっと必要になっている――世界中でね。

生きた言葉で伝える

【鈴木】　加島先生の『老子』の訳の文章は、非常に新鮮でみずみずしいという印象があります。その言葉に対する姿勢については、どうお考えになっているのか。

【加島】　そのみずみずしさというのは、今生きている言葉で僕がしゃべったからなんですね。それを板橋さんが受け取ってくれた。古典の言葉は、生きた言葉で伝えれば、生きた思想に変わると思うんです。

仏陀も必ず生きた言葉で言ったと思う。それを今の生きた言葉で伝え直す。そうすれば思想は、いまの人の胸や肚に伝わるんだ。

これからあなた方もスピリチュアル・リーダーとして「深い思想を、非常に易しい言葉で言う」という鉄則をなあ、持ってくれたらすばらしい。

【板橋】　自分の言葉でないと私は考えません。仏教用語、専門用語でものを考えるというのは、私は好きでないのです。まず専門用語を使うと、真実はその陰に入っちゃうんです。だから仏教用語を私は使わないで、自分の頭で思索します。

やっぱり自分の言葉で言わなければ、人に響かないじゃないですか。あなたが好きな彼女に思いの丈を言うときは、専門用語を使わないですよ（笑）。自分の言葉で通ずるんだから。自分の言葉で表現するのが一番いいと思います。

母系社会の思想

【加島】　ブッディズム、それから老子、タオイズムも、これは男社会、男性主権社会の作られる前にあった母系社会、母親中心の社会から伝わった思想が、やがて老子や仏陀に伝わって、それがわれわれに流れてきたんです。

母親から生まれた思想というのは、共に生きる思想であり、そして区別しないで生かそうとしている思想でもある。これはそれまで男たちの持っていた所有、戦い、それから権力を称える世界と違って、それ以前にあった思想です。それが、男権社会の続いた中で生き残ってきて、二十一世紀になった時に、仏陀の持っている一番優しい心の世界と、老子の持っている、やっぱり同じような母親に帰る世界が、もう一回甦ってくる時になってきたというふ

うに私は思っているんです。
私はその点では曹洞宗、禅というものは、男性的な部分が非常に多過ぎた世界じゃないかと思うんです。
少なくとも、私たちが二十世紀になってこんなにめちゃくちゃに戦争をして、お互いに殺し合った後、気が付いてみたら「われわれの男社会がやってきたことは、ろくなこっちゃないんだ」という部分が深い反省になってきているという気がするよ。

【板橋】 それを男・女というよりも、混沌という思想が好きなんです。混沌として、いい悪いを抜きにした大自然が、じかに迫ってくる。じかに感じる。いわゆる頭を通じないで感じてくる。母なる大地に生きる、母なる生命、母なる自然に対して、もっとわれわれは大きくなきゃならん。そういう息づかいをしてもらいたいなあというのが、私の願いです。

【加島】 その通りです。日本人の持っている自然観というものには、母系社会のなごりが、非常に濃く伝わってきているんです。
日本という国は非常に後進国で、中国が唐の時代になった時、日本はやっと文化が入ってきたという程度の国ですから、その文化の入る前の母系社会がしっかり残っていたんです。
それは平安朝以降、鎌倉や何かで男性化が随分進んだけども、一般の人たちには随分深くに残っていて消えなかった。それがわれわれ日本人の心の優しさであり、奥ゆかしさであり、恥じらいであり等々っていう、そういうグレースフルなものを一般の人々も持っている証拠だと、私は思っているんです。
少なくとも、われわれみたいな、母権社会からようやく近代社会に入った日本人にとっては、母権社会で持ってきた感情、あるいは感性というものは、いつでもまた取り戻せるんです。そういう初々しさがあるんです。

老子のユーモア

【鈴木】 加島先生の文章に、老子が非常にユーモラスだというような言い方があったと思います。

【加島】 老子、それから荘子のユーモアは、世の中の強い執着心や常識をひっくり返すものなんです。他人をばかにしたり自分をばか者に仕立てたりして笑わすんじゃなくて、もっと大きな視点から見ての笑いなんです。さっき板橋さんの言った混沌とか、始源のタオの力とか、そういうものの働きからみれば、人間が世の中でこせこせしているのはおかしい、というわけです。だから政治の権力者なんかも笑い飛ばす。だけれども、人間の命を大切にする思想だから、生きる人たちを見下さないでともに笑うんです。

仏教の空観と老荘の虚の思想はとても共通しているんです。ともに根本思想は形而上的だけれど、老荘は現象界を否定しない。とても中国的です。現象界の内側から、それを裏返しにして笑うんです。
ぼくはね、仏陀も深いユーモアのあった人だと思うんです。生きた言葉で話した時の彼は、とても人間的ユーモアがあったんだと思う。漢訳仏典になってそれが消えたんじゃないかなあ。孔子だって、とてもユーモアのある人だったと林語堂は言ってますよ。日本に入って政治体制に屈服して、その面が出なくなった……とにかく、本当の智慧の人に、「空」と「現象」のバランスが深く働いてるんだと思うなあ。だからその人には憐れみの心とユーモアがとけあってる——こんなこと、ぼくには全く言える資格なんてないけれどね…それは根本においては、どっちかに加担しない人間に生まれてくるのがユーモアなんです。そこがすばらしいところなのね。
どっちかに加担して作ったユーモアは、相手を嘲笑うユーモアなんです。そうじゃなくて、どっちにも加担しない、どっちでもないんじゃないか、「偉そうなことを言っているお前だって、悪いところあるじゃないか」「こういう悪い人にだって、すばらしいところあるじゃないか」っていう部分の、そういうバランスから生まれてくるのがユーモアなんです。それは、非常に軟らかな、受け入れる、アクセプトする態度の中にあるんです。
それで、日本人がこれからユーモアを回復するということになったら、善悪でももっとバランスの取れた気持ちで見られるようなわれわれに、もう一回戻っていくんじゃないかと思う。

対談者プロフィール

〈敬称略〉

加島祥造（かしましょうぞう）
大正十四年、東京神田生まれ。
早稲田大学卒。
十歳の頃より詩作を始め、昭和六十年に最初の詩集『晩晴』を刊行し、またアメリカ文学者として数々の翻訳を手がけ、横浜国立大学や信州大学などで教鞭を執った。翻訳は詩集や小説など広範な分野に及び、また英語の辞書に関する研究著作も多いことで知られる。
老子を現代詩として訳した『タオ—老子』など、タオ（＝道）の紹介者としても知られる。

板橋興宗（いたばしこうしゅう）
昭和二年、宮城県多賀城生まれ。
東北大学卒。
昭和二十八年、渡辺玄宗禅師に就いて禅門に入り、また井上義衍老師の下で参禅する。
福井県武生市・瑞洞院住職、石川県大乗寺住職などを歴任した後、平成十年一月より大本山總持寺貫首に就任する。
平成十四年十月に、貫首・管長などの公職を退き、現在は瑩山禅師の御誕生寺住職、能登總持寺祖院住職。

○司会 **鈴木天章**（すずきてんしょう）
第十五期・全曹青北信越管区理事。

平成十六年度　全曹青総会報告

去る六月四日(金)、曹洞宗檀信徒会館において、全曹青総会が開催されました。

総会に先立ちまして、午前十時より評議員会（出席四十四名、欠席五名）が開かれ、各委員会より平成十五年度活動報告が行われました。引き続いて、平成十六年度活動計画案が提出され、活発な議論は予定された時間を大きく超えるほどでしたが、最後には参加者全員の拍手をもって承認されました。

休憩をはさんで午後一時からは、全国より加盟会員各位、約百名の参加を得まして、平成十六年度全曹青総会が開催されました。河村康秀副会長より開式の辞が宣言されると、ただちに第十五期全曹青会長・山口英寿師の導師による開式諷経が厳修され、続いて会長挨拶が行われました。挨拶では、まずはこの一年が大過なく過ごせたことに対する、会員各位並びに各曹青への謝意が述べられ、また本年度最大の関心事である三〇周年記念事業が十月十二日から全国各地で大会が開催されることが改めて紹介され、関心のある大会にぜひご参加を頂けるよう呼び掛けがありました。

引き続き曹洞宗教化部長・宮川敬學老師よりご挨拶を頂戴しました。特に、三十年前の立ち上げの時に、昨年遷化された門脇允元老師を会長に推したことや、故有馬実成老師など当時ご活躍された方のお名前を出され発会の経緯を振り返り、また、当初は青年会議所のような個人加盟を勧めたものの、後に方向転換したことや、宗派の枠にとらわれずに色々な領域へ見聞を深める活動を行ったことなど、当時の活動を振り返られました。最後には、今後更なる努力をもって、全青年僧侶が積極的に活動に参加し、より一層の宗風の発展向上を目指して欲しいとの力強い激励を頂戴致しました。

円滑な議事運営のために選出を一任された執行部によって、議長に奥野昭典師（宮城県曹洞宗青年会）、副議長に竹内勝博師（愛知県第三宗務所青年会）が就き、審議に入りました。まずは、会則の一部改正が発案され、承認されました（改正の詳細については、本誌十三頁をご参照下さい）。

続いて平成十五年度活動報告が各委員会よりなされ、昨年度より継続審議となっている予算・決算書の詳細な表記についていくつかの質問がありました。特に、今期は三〇周年記念事業があり、一年間一事業ではなく、一期一事業とする委員会もあることから、委員会毎の表記や交通費計算方法、予算使用についての問題が議論されましたが、最終的に満場一致をもって承認されました。

続いて、平成十六年度活動計画案が報告されました。各委員会でそれぞれ三〇周年に向けて様々な活動を予定しておりますが、その一部を紹介しますと、青少年教化委員会の「仏さまの知恵袋」頒布計画や、同じく法式委員会の「萬燈供養」ＤＶＤ頒布計画などを始め、より地域での活動を視野に入れたツール作成を行っていることが印象的でした。これらは本誌に掲載されている広告記事もご覧下さい。

それから、三〇周年記念事業実行委員会からは、すでに「そうせい」上にて繰り返し紹介されてきた管区開催による記念事業の紹介がなされ、また、円滑な行事進行のために各地で精力的に活動されている青年僧を三〇周年記念事業専門委員として推薦してもらうよう依頼がありました。これらの議案は全て参加者全員の拍手により承認をうけ、今期の活動を開始することになりました。

また、次期会長選考委員会委員長・伊串泰純師（東北管区理事）より、次期会長選考についてのこれまでの経緯が報告されました。

これにより、第十六期全曹青会長には宮寺守正師（埼玉第二）が、副会長に香村一孝師（静岡第一）、大坂恵司師（島根第二）、門脇昌文師（宮城曹青）がそれぞれ選出され、総会の満場一致をもって承認をされました。

なお、総会冒頭では会議中の喫煙の禁止を求める議案が提出され、日本社会が禁煙化を進めていることを鑑み、今回の総会は禁煙となりました。また、執行部からは新潟県第四宗務所青年会が新たに全曹青へ加盟することが、理事会によって承認されたと報告されますと、歓迎の拍手が会場全体から沸き起こりました。

最後に和田光史副会長より閉会の辞が宣言され、二時間を超える議論が行われた総会は閉会しました。

閉会後は、会場を同じくして中央研修会が開催されました。今回は、詩人であり、また道教の老子を広く世間に紹介されている加島祥造先生と、大本山總持寺前貫首板橋興宗禅師による対談「生老病死の大海を泳ぐ　～禅の心と老子（ＴＡＯ）～」が行われました。根強いファンを持つ加島先生の飄々としたお話しぶりと、板橋禅師の坐禅に裏打ちされた悟りの境涯が語られますと、会場は神秘的な雰囲気に包まれました（この対談については本誌十～十一頁に抄録されておりますのでご一読下さい）。

対談後には、懇親会が行われ、各地の青年会員が交流を深めることとなりました。様々な情報交換などをもって、より各曹青が発展し、全曹青が興隆し、更には宗門が大いに宗風を振るうように努力することを確認し合える場となりました。そして、これをもって平成十六年度全曹青総会の全日程が終了しました。

（改訂版）全国曹洞宗青年会会則

第一章　総　則

第一条（会の名称）
この団体は、全国曹洞宗青年会と称する。（以下、本会という）

第二条（事務所の所在地）
本会は、事務所を曹洞宗宗務庁内に置き、事務局を定めるところに置く。

第三条（会の目的）
一、本会は曹洞宗の教化理念に基づき青少年教化を主たる事業目的とする。
二、本会は、青年宗侶の知と力を結集し、つねに開かれた世界への活動を通して、宗旨に根ざした人間の育成をはかり、もって健全な社会の形成に寄与するとともに各地曹洞宗青年会の相互の連携を計ることを目的とする。

第四条（会の構成員）
本会は第三条の目的に賛同する曹洞宗青年宗侶をもって構成する。

第五条（会の事業）
本会は、その目的を遂行するため、次の事業を行う。
①教化活動並びに文化事業推進の研究開発及びその方策の実施。
②現代の諸問題に関する研究及びその対応活動。
③情報誌の発刊並びに図書、資料の刊行と紹介。
④各地曹洞宗青年会活動の連絡調整及び支援、並びに親睦をはかる。
⑤その他必要と認められる事業。

第六条（事業年度）
本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

第二章　会　員

第七条（会員の種類及び資格）
本会は、第四条により、会員を次の三種とし、その資格を次のように定める。
①　正会員
満年齢十八歳以上四十歳以下の宗侶。但し、事業年度内に四十一歳に達した場合は、その年度内には正会員としての資格を有する。団体加盟の場合は、その会則に準ずる。
②　賛助会員
本会の主旨に賛同する者。
③　特別会員
本会が推薦する宗侶。

第八条（会員の権利及び義務）
本会の会員は、本会の目的達成に必要な事業に参加する権利を有し、会則その他の規定を遵守する義務を負い、本会の目的達成に必要な事業に協力するものとする。

第三章　役　員

第九条（役員の種類及び数）
本会に次の役員を置く。
①会　長　一名
②副会長　三名
③理　事　九名
④委員長　各一名
⑤事務局長　一名
⑥会　計　一名
⑦監　事　二名

第十条（役員の資格及び選任）
一、本会の役員は第七条に定める正会員の中から就任年度四月一日に三十九歳以下の者より選任する。
但し、理事の年齢についてはその限りではない。
また、期間中は、正会員としての権利及び義務を有する。
二、本会の役員の選任は次の通りとする。
①会長は、別に定める細則に従って選任する。
②副会長は、別に定める細則に従って選任する。
③理事は、各管区に於いて一名選出する。
④委員長は、理事会で選任し、評議員会の承認を得る。
但し、特別委員会委員長はその限りではない。
⑤事務局長は、会長が指名し、理事会並びに評議員会の承認を得る。
⑥会計は、会長が指名し、理事会並びに評議員会の承認を得る。
⑦監事は、理事会が推薦し、評議員会で選任する。

第十一条（役員の職務）
本会の役員の職務は次の通りとする。
①会長は、本会を代表し、会務を統理する。
②副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
③理事は、理事会を構成し、各地区曹洞宗青年会の相互連絡をはかる。
④委員長は、委員会を主宰し、本会の目的達成に必要な事業の推進にあたる。
⑤事務局長は、事務局を統括し、本会の事務一切を行う。
⑥会計は、本会の会計処理を統括する。
⑦監事は、本会の会務及び会計を監査する。

第十二条（役員の任期）
役員の任期は二年とし、再任を妨げない。
但し欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

第十三条（名誉総裁、名誉会長、顧問の設置）
一、本会は、名誉総裁に両大本山貫首を推挙する。
二、本会は、名誉会長に宗務総長を推挙する。
三、本会に、顧問を置くことができる。顧問は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第四章　会　議

第十四条（会議の種類）
本会の会議は理事会、評議員会、総会とする。

第一節　理事会

第十五条（理事会の目的）
理事会は会務の執行に関する審議を行う。

第十六条（理事会の構成）
一、本会の理事会は、理事及び会長をもって構成する。
二、必要に応じてその他の者を同席させることができる。

第十七条（理事会の招集、定足数、議決）
一、理事会は、会長がこれを招集する。
二、理事会は、過半数の出席をもって成立する。但し、委任状を含む。
三、理事会の議決権は理事及び会長が有する。
四、理事会の議決は、出席者の過半数を必要とする。

第十八条（理事会の審議事項）
理事会は、本会の活動の円滑化を図るために、次の事項を審議する。
①評議員会に提出する議案。
②総会または評議員会から委託された事項。
③その他、会務の執行に必要な事項。

第二節　評議員会

第十九条（評議員会の目的）
評議員会は、本会の議決機関とする。

第二十条（評議員会の構成）
一、本会の評議員会は、評議員及び役員をもって構成する。
二、評議員は、各単位曹青会が一名を選出し、派遣する。
三、必要に応じてその他の者を同席させることができる。

第二十一条（評議員会の招集、定足数、議決）
一、評議員会は、年一回以上開催し、会長がこれを招集する。
二、評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状を含む。
三、評議員会の議決権は評議員のみ有する。
四、評議員会の議決は出席者の過半数を必要とする。

第二十二条（評議員会の審議事項及び報告義務）
一、評議員会は次の事項を審議する。
①事業計画及び事業報告に関する事項。
②予算及び決算に関する事項。
③その他、総会又は理事会から審議を委託された事項。
二、評議員会は必要事項を総会に提出し、承認を受けなければならない。
但し、総会不承認の事項は再審議しその議決を最終決定とする。
三、評議員は、評議員会の結果を、必ず所属する単位曹青会に報告しなければならない。

第三節　総会

第二十三条（総会の目的）
総会は本会の承認機関とする。

第二十四条（総会の構成）
総会は本会正会員をもって構成する。

第二十五条（総会の招集並びに承認）
一、総会は、年一回開催し、会長がこれを招集する。但し緊急の必要がある時、もしくは正会員の半数以上の要求がある時は、会長は、これを招集しなければならない。
二、総会の承認は、出席者の過半数を必要とする。
三、総会不承認の事項は評議員会に再審議を要求できる。

第二十六条（総会の承認事項）
一、事業計画及び事業報告に関する事項。
二、予算及び決算に関する事項。
三、役員の選任に関する事項。
四、その他、会務の執行に関する重要事項。

第五章　委員会

第二十七条（委員会の設置）
一、本会はその目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために委員会を設置する。
二、委員会の名称、主たる業務及び委員数は、理事会で審議し、評議員会の承認を得る。

第二十八条（委員会の構成）
一、委員会は委員長一名のほか、委員若干名をもって構成する。
二、委員は正会員の中から、委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。

第二十九条（特別委員会設置）
特別に必要な事由の生じた時は、理事会の決定により特別委員会を設置する。
但し、会長は評議員会にそれを報告する。

第六章　事務局

第三十条（事務局設置）
本会の一切の事務を処理するために、事務局を置く。

第三十一条（事務局の構成）
本会の事務局は以下の通りとする。
①事務局長　一名
②事務局員　若干名
③常任幹事　一名
④幹　事　若干名

筆三十二条（事務局員、常任幹事、幹事の資格並びに職務）
一、事務局員は、次長一名、庶務若干名とし、会長が指名し、理事会並びに評議員会の承認を得る。
また、常任幹事は宗務庁担当課長とし、幹事若干名は宗務庁担当課書記があたる。
二、事務局員は事務局長を補佐する。
また、常任幹事は局務を掌握し、幹事は会務に従事する。

第七章　会　計

第三十三条（経費収入）
本会の経費は、会費、賛助費、宗務庁助成金、及び寄付その他を持ってこれに当てる。

第三十四条（会費納入）
一、会費は、年度内に納入しなければならない。
但し団体加盟の場合は会員名簿を添付しなければならない。
二、会費に関する細則は、別にこれを定める。

第三十五条（会計年度）
本会の会計年度は、事業年度に準ずる。

第八章　執行部

第三十六条（執行部の目的）
執行部は会長を補佐し、会務の執行に携わる。

第三十七条（執行部の構成）
一、本会の執行部は会長、副会長、委員長、事務局長、事務局員、会計をもって構成する。
二、必要に応じて各委員会の構成員を同席させることができる。

第三十八条（執行部の協議事項）
執行部は、本会の運営の円滑化を図るために、次の事項を協議する。
①理事会に提出する議案。
②理事会から委託された議案。
③会務の執行に関する議案。
④各委員会の活動内容に関する議案。
⑤その他、必要な事項。

第九章　会則の変更

第三十九条（変更の手続き）
この会則を変更しようとする時は、理事会に於いてその三分の二の同意をもって議決し、評議員会で決定し、総会の承認を得る。

付　則

この会則は昭和五十年十一月二十六日から施行する。
昭和五十七年　五月十四日、一部改正。
昭和六十年　五月八日、一部改正。
平成二年　五月十一日、一部改正。
平成四年　五月十三日、一部改正。
平成七年　六月一日、一部改正。
平成十年　六月十六日、一部改正。
平成十一年　六月十七日、一部改正。
同年　九月一日、施行。
平成十二年　六月二十三日、一部文字訂正。

細　則

第一号　入退会に関する細則

一、本会に入会しようとする者は、所定の様式に必要事項を記入し、その年度の会費を添えて事務局に提出する。
二、本会を退会しようとする者は、所定の様式に必要事項を記入し事務局に提出する。
三、事務局は、入退会の申し込みを受理し、理事会の承認を得る。

第二号　会費に関する細則

一、年会費　一、〇〇〇円
二、賛助費　任意
但し、団体加盟は、一会員あたり五〇〇円とし、加盟団体はその前年度の会員数分の年会費を納入する。
また年会費には「そうせい」購読料四回分を含むものとする。

第三号　会長副会長選出に関する細則

第一条　この細則は、本会の会則第十条第二項に基づき、会長・副会長選考に関する事項を規定する。
第二条　会長・副会長選考を行う為、選考委員会を組織する。
第三条　選考委員会は、理事及び現会長をもって構成する。
第四条　選考委員長及び副委員長各一名は、委員の互選による。
第五条　選考委員会は次期会長候補の届け出の諸手続を定め、初年度の二月十五日迄に公報する。
第六条　次期会長候補者は、管区曹青会代表者と単位曹青会代表者の推薦状を付けて選考委員長宛に届け出た者とする。
第七条　次期会長予定者の選考は、第六条の定める候補者の中より、選考委員会で、責任をもって選考する。
第八条　次期副会長予定者の選考は、選考委員会と次期会長予定者と協議し、責任をもって選考する。
第九条　選考委員会は、選考した次期会長予定者及び副会長予定者を、評議員会の決定を得て、現会長の任期二年目総会でその承認を行う。

第四号　会計に関する細則

一、特別に必要な事由の生じた時は、特別会計を設けることができる。
二、特別会計は評議員会で決定し、総会の承認を得る。

※文中傍線部分は今回総会にて承認を受けた改訂箇所です。

全国曹洞宗青年会30周年記念 平成15年度「禅文化学林」収支決算書

（平成16年３月11日～12日　於 青松寺）

収入総額　3,368,000円
支出総額　2,994,890円
差引残額　373,110円

（収入の部）　△印は減（単位：円）

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
1. 繰入金収入	1,500,000	1,500,000	0	本会計より
2 参加費収入	900,000	1,498,000	598,000	3000円×202名 8000円× 14名 12000円× 65名
3. 雑収入	10,000	370,000	360,000	祝賀
合計	2,410,000	3,368,000	958,000	

（支出の部）　△印は減（単位：円）

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
1. 会場費	100,000	100,000	0	会場使用料―青松寺様に献香料として
2. 会場設営費	300,000	118,100	△181,900	イスレンタル、看板代等
3. 講師関係費	700,000	662,252	△37,748	講師謝礼等
4. 事務通信費	170,000	165,053	△4,947	資料作成、印刷代等
5. 記念品費	0	1,086,153	1,086,153	書籍、ビデオダビング（各曹青会分）代等
6. 懇親会運営費	500,000	402,868	△97,132	懇親会飲食代等
7. 宿泊費	300,000	159,390	△140,610	寝具レンタル代
8. 飲食費	100,000	149,688	49,688	お茶（ペットボトル）、宿泊者朝食代等
9. 記録費	120,000	150,000	30,000	ビデオ撮影編集代
10.雑費	20,000	1,386	△18,614	
11.予備費	100,000	0	△100,000	
合計	2,410,000	2,994,890	584,890	

※差引残額 373,110円は一般会計に繰り入れます。

平成15年度 全国曹洞宗青年会 歳入歳出決算書

期間 平成15年４月１日～平成16年３月31日

歳入合計金額　34,128,824円
歳出合計金額　30,963,779円
差引残額　3,165,045円

歳入の部　△印は減（単位：円）

款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
1. 会費	1. 会費		14,408,500	14,899,710	491,210	
		1. 会費	1,408,500	1,365,000	△43,500	500×2,730名
		2. 賛助会費	13,000,000	13,534,710	534,710	2750件(そうせい賛助)
2. 助成金	1. 助成金		16,000,000	15,690,000	△310,000	
		1. 事業助成金	15,000,000	15,000,000	0	宗務庁より(500万×3回)
		2. 協賛金	1,000,000	690,000	△310,000	「そうせい」広告料等
3. 諸収入	1. 諸収入		80,496	1,428,110	1,347,614	
		1. 事業収入		985,000		花祭り事業収入
		2. 雑収入	80,496	443,110	362,614	禅文化学林余剰金、祝賀
4. 繰越金	1. 繰越金		2,111,004	2,111,004	0	
		1. 前年度繰越金	2,111,004	2,111,004	0	
合計			32,600,000	34,128,824	1,528,824	

歳出の部　△印は減（単位：円）

款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
1. 事業費			21,000,000	19,717,779	△1,282,221	
	1. 委員会費		20,800,000	19,567,779	△1,232,221	
		1. 総務委員会費	3,300,000	3,005,065	△294,935	花祭り事業、禅文化学林を含む
		2. 広報委員会費	12,500,000	12,180,689	△319,311	
		3. 青少年教化委員会費	1,000,000	689,251	△310,749	
		4. ボランティア委員会費	1,000,000	829,640	△170,360	
		5. 法式委員会費	1,000,000	999,909	△91	
		6. ＩＴ委員会費	1,000,000	863,225	△136,775	
		7. 30周年記念事業実行委員会費	1,000,000	1,000,000	0	
	2. 研修費	1. 研修費	200,000	150,000	△50,000	禅の集い中央研修会
2. 運営費			10,900,000	11,246,000	346,000	
	1. 会議費		8,800,000	9,212,581	412,581	
		1. 役員会費		4,616,081		執行部会・理事会（臨時理事会）
		2. 総会費		4,596,500		総会・委員会総会・評議員会
	2. 事務費		450,000	367,669	△82,331	
		1. 印刷消耗品費		103,919		
		2. 通信費		229,940		
		3. 備品費		33,810		パソコンプリンター
	3. 渉外費		1,600,000	1,665,750	65,750	
		1. 助成金		600,000		管区大会10万×6管区
		2. 慶弔費		223,350		管区大会祝賀、初代会長香資等
		3. 負担金		150,000		全日仏青加盟負担金等
		4. 交通費		692,400		管区大会・全日佛青等出向助成
	4. 雑費	1. 雑費	50,000	0	△50,000	
3. 予備費	1. 予備費		700,000	0	△700,000	
		1. 予備費	700,000	0	△700,000	
合計			32,600,000	30,963,779	△1,636,221	

※差引残額 3,165,045円は次年度に繰越いたします。

監査報告

平成15年度全国曹洞宗青年会、一般会計及び特別会計について、平成16年５月13日に曹洞宗宗務庁４階芙蓉の間にて、会長、副会長立ち合いのもと、諸帳簿・証書・関係書類を監査したところ、収入・支出・残金ともそれぞれ合致し、適性かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

平成16年６月４日
全国曹洞宗青年会 監事　本土　一真 ㊞
監事　北村　学爾 ㊞

全国曹洞宗青年会　平成15年度 特別会計（特別事業積立金）報告

平成15年４月１日～平成16年３月31日

歳入総額　1,000,000円
歳出総額　0円
差引残額　1,000,000円

歳入の部　（単位：円）

項目	金額	備考
前年度繰越金	1,000,000	
合計	1,000,000	

歳出の部　（単位：円）

項目	金額	備考
	0	適用項目なし
合計	0	

残額 1,000,000円を次年度に繰り越します。
平成15年度一般会計決算、特別会計決算を以上の通り報告いたします。

平成16年６月４日
全国曹洞宗青年会 会長　山口　英寿 ㊞
会計　香村　一孝 ㊞

全国曹洞宗青年会　平成15年度 特別会計（ボランティア基金）報告

平成15年４月１日～平成16年３月31日

歳入総額　2,785,885円
歳出総額　0円
差引残額　2,785,885円

歳入の部　（単位：円）

項目	金額	備考
前年度繰越金	2,785,788	
雑収入	97	預金利子
合計	2,785,885	

歳出の部　（単位：円）

項目	金額	備考
	0	適用項目なし
合計	0	

差引残額 2,785,885円を次年度に繰り越します。

全曹青情報局

全国曹洞宗青年会 30周年記念特別事業予算書(案)

平成16年４月１日～平成17年３月31日

収入総額	12,450,000円
支出総額	12,450,000円
差引残額	0円

収入の部　(単位:円)

款	項	目	予算額	備考
1. 助成金	1. 助成金		11,428,566	
		1. 事業助成金	6,000,000	宗務庁より
		2. 協賛金	5,428,566	伝道句集収益より
2. 繰入金	1. 繰入金		1,000,000	
		1. 繰入金	1,000,000	特別会計より
3. 雑収入	1. 雑収入		21,434	
		1. 雑収入	21,434	祝賀等
合計			12,450,000	

支出の部　(単位:円)

款	項	目	予算額	備考
1. 事業費			9,700,000	
	1. 助成金		6,900,000	
		1. 大会助成金	6,300,000	北海道 60万 東日本 190万 東海 70万 近畿北 100万 中国 60万 四国 50万 九州 100万
		2. 活動助成金	600,000	専門委員活動助成
	2. 記念式典費		100,000	
	3. 資料作成費		2,350,000	
		1. 大会資料費	700,000	10万×7会場
		2. CD-ROM費	1,000,000	「そうせい」バックナンバー
		3. 人材バンク集費	650,000	
	4. 広報費	1. 記録費	350,000	各大会記録収集
2. 運営費			2,650,000	
	1. 会議費		1,100,000	
		1. 委員会費	600,000	
		2. 執行部会費	500,000	各大会執行部会打合せ等
	2. 渉外費	1. 交通費	1,400,000	大会参加出向助成 (4万×5名)×7会場
	3. 事務費		100,000	
		1. 消耗品費	20,000	
		2. 通信費	80,000	
	4. 雑費	1. 雑費	50,000	
3. 予備費	1. 予備費		100,000	
		1. 予備費	100,000	
合計			12,450,000	

※尚、各款・項・目間の流用を認めるものとします。
以上のとおり、予算を提案いたします。　平成16年６月４日
全国曹洞宗青年会　会長　山口　英寿
30周年記念事業実行委員長　阿部　光裕

平成16年度 全国曹洞宗青年会 歳入歳出予算書 (案)

期間 平成16年４月１日～平成17年３月31日

歳入合計金額	34,250,000円
歳出合計金額	34,250,000円
差引残額	0円

歳入の部　△印は減(単位:円)

款	項	目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備考
1. 会費	1. 会費		14,408,500	14,411,500	3,000	
		1. 会費	1,408,500	1,411,500	3,000	500×2,823名
		2. 賛助会費	13,000,000	13,000,000	0	
2. 助成金	1. 助成金		16,000,000	15,700,000	△300,000	
		1. 事業助成金	15,000,000	15,000,000	0	宗務庁より(500万×3回)
		2. 協賛金	1,000,000	700,000	△300,000	「そうせい」広告料等
3. 諸収入	1. 諸収入		80,496	973,455	892,959	
		1. 事業収入		900,000		花まつり事業収入等
		2. 雑収入	80,496	73,455	△7,041	寄付金・預金利息等
4. 繰越金	1. 繰越金		2,111,004	3,165,045	1,054,041	
		1. 前年度繰越金	2,111,004	3,165,045	1,054,041	
合計			32,600,000	34,250,000	1,650,000	

歳出の部　△印は減(単位:円)

款	項	目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備考
1. 事業費			21,000,000	21,400,000	400,000	
	1. 委員会費		20,800,000	21,100,000	300,000	
		1. 総務委員会費	3,300,000	3,400,000	100,000	花まつり事業、禅文化学林含む
		2. 広報委員会費	12,500,000	12,500,000	0	
		3. 青少年教化委員会費	1,000,000	1,300,000	300,000	
		4. ボランティア委員会費	1,000,000	1,200,000	200,000	
		5. 法式委員会費	1,000,000	1,700,000	700,000	
		6. ＩＴ委員会費	1,000,000	1,000,000	0	
		7. 30周年記念事業実行委員会費	1,000,000	0	△1,000,000	記念事業は特別会計予算
	2. 研修費	1. 研修費	200,000	300,000	100,000	禅の集い中央研修会
2. 運営費			10,900,000	11,600,000	700,000	
	1. 会議費		8,800,000	9,100,000	300,000	
		1. 役員会費		4,500,000		執行部会・理事会・次期執行部会予定者会議
		2. 総会費		4,600,000		総会・評議員会
	2. 事務費		450,000	450,000	0	
		1. 印刷消耗品費		150,000		
		2. 通信費		250,000		
		3. 備品費		50,000		
	3. 渉外費		1,600,000	2,050,000	450,000	
		1. 助成金		800,000		管区大会10万×8管区
		2. 慶弔費		300,000		管区大会祝賀3万×8管区等
		3. 負担金		150,000		全日仏青加盟負担金等
		4. 交通費		800,000		管区大会・全日佛青等出向助成
	4. 雑費	1. 雑費	50,000	50,000	0	
3. 予備費	1. 予備費		700,000	1,250,000	550,000	
		1. 予備費	700,000	1,250,000	550,000	
合計			32,600,000	34,250,000	1,650,000	

※尚、各款・項・目間の流用を認めるものとします。
以上のとおり、予算を提案いたします。
平成16年６月４日
全国曹洞宗青年会 会長 山口 英寿
会計 香村 一孝

地震が怖い…

直さにゃいかんな～

改修したい、いや、新築かなぁ…

こんなお声があるようでしたら
ごく最新の社寺建築の**SPC工法**をお薦めします。

筋交無しで 阪神大震災の3倍の震度にも耐える、
高さ広さにも殆ど縛りはなく(高さ31m、広さ3000㎡まで)、
正に 経済的で極めて安心有利な、
伝統工法を科学したものです。

勿論、全国各地に200軒以上の社寺建設の
実績を持つ福井の石森屋からのお知らせです。

●何なりとお気軽にお問い合わせください
TEL 0776-61-2222　FAX 0776-61-2224

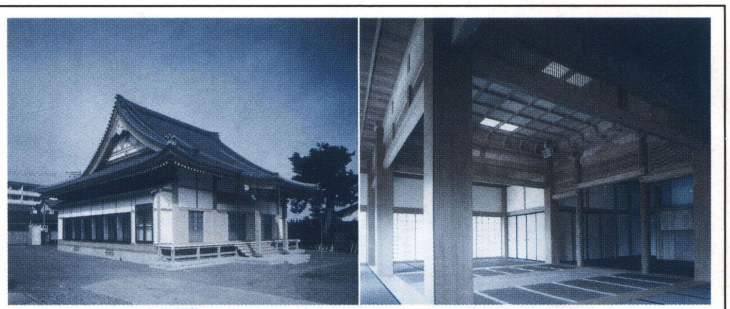

芳ヶ崎市龍前院本堂　2004年２月 竣工

大本山 永平寺 御用達
株式会社 石森屋 材木店 ホームサービス ウッドワークス
〒910-1142 福井県吉田郡松岡町兼定島
詳しくは http://www.ishimori.jp/ クリック!!
E-mail:ishimoriya@ishimori.co.jp

委員会紹介

IT委員会

IT委員会の活動趣旨は、パーソナルコンピューターや携帯電話端末を利用した情報伝達の手段が多くなった今日、そうした情報技術（Information Technology）を活用して、全国曹洞宗青年会（以下、全曹青）ならびに各加盟宗門寺院・団体の活動趣旨や、諸行事・案内・報告等の情報を告知していくことにあります。

こうした趣旨に基づき、IT委員会は、次のような方針・取り組みで、全曹青のホームページ「般若」（http://www.sousei.gr.jp/）を管理運営しております。

第一に、全曹青の各委員会が、どのような目的意識を持ち、どのような活動を行い、そしてどのような成果を挙げたのかを告知・報告する場であるべきだと理解しております。これらの観点から、昨年度より「般若」のコンテンツの刷新を企画し、各委員会の活動を紹介するコンテンツを設けております。また、三十周年を迎える全曹青の諸先輩方による従来の著作刊行物や教化材料には、極めて有益かつ貴重でありながら、現在では入手困難となった業績も数多く存在します。これらに関しても、各方面の方々にご協力を呼び掛け、可能な限り「般若」上で紹介させて頂くべく作業を進めております。

第二に、「般若」のもう一つの役割として、全曹青に加盟して頂いている各団体や宗門各御寺院様等の取り組みを紹介させて頂くことが御座います。各地で開催される禅の集いや坐禅会等のお知らせや、各寺院開設のホームページを紹介させて頂くことで、幅広く一般の方々へ情報を提供すると共に、我々宗侶にとっては、同年代の他の宗侶がどのような工夫を凝らして教化活動に取り組んでいるのかを参学する契機と成り得るものです。

第三に、「般若」を通して、電子メールにて全曹青に寄せられる様々な問い合わせに対する対応です。その内容は、宗教的問題に関する相談から、葬儀・冠婚葬祭やその費用に関わるもの、宗教的行事の開催や参禅受入寺院の問い合わせに至るまで、非常に多岐に渡っており、直接、面識を持つ必要もなければ、匿名的性格もある程度は保てるというインターネットの特質を利用して為されるものも御座います。中には、非常に対応に苦慮するものも含まれますが、原則的には、IT委員会内で対応・返答を検討し、必要な場合は、執行部・理事会に対応を諮らせて頂いております。

以上のような活動をしているIT委員会ですが、皆様からの忌憚のないご意見をお待ちしております。是非「般若」（http://www.sousei.gr.jp/）をご訪問下さい。

・・各委員コメント・・

委員長
金子　宗元
（秋田県　曹洞宗青年会）
「後一年を充実したものと出来るよう、精進したいと思います。」

大野　泰生
（山口県　曹洞宗青年会）
「〝役が人間をつくる〟精進させてもらっています。頑張るぞ！」

高垣　晶敬
（北海道第一宗務所青年会）
「二期目になりますがまだ右も左も分からない状態です。しかし与えられた任は誠意をもって全うする次第ですので宜しくおねがいします。」

田中　光顕
（熊本県　曹洞宗青年会）
「青年僧侶の活動がネット接続者に広く知れ渡り、宗門が発展していくよう精進していきたいと思います。」

桑原　正寿
（静岡県第三　曹洞宗青年会）
「皆様方の御教導、よろしくお願いいたします。」

福岡　一哉
（曹洞宗　山梨県青年会）
「足手まといにならぬよう、先輩方の指導の下、精一杯頑張りたいと思います。」

富田　和寿
（奈良県　曹洞宗青年会）
「出向して二年目、微力ながらこれからも頑張っていきたいと思います。」

吉澤　光雲
（長野県第一　曹洞宗青年会）
「一年目でなにも分かりませんが、できることからこつこつとがんばります。」

IT智慧ぶくろ

この「IT智慧ぶくろ」では、IT委員会の活動を幅広く皆様に還元するべく、情報技術関連の予備知識をIT委員会が担当となり紹介させて頂くものです。このコーナーを通して、IT委員会の活動にも理解を深めて頂ければありがたく存じます。

「文字化け」とエチケット

皆様の中でも、インターネットのHPを閲覧していたり、あるいは、受信したメールを開いた際に、キチンと文字が表示されなかったり、意味不明な文字配列が表示されるケースに遭遇した経験をお持ちの方がいらっしゃるかも知れません。こうした状況を、一般に「文字化け」と表現します。

今回は、こうした「文字化け」が何故起こるのか?という仕組みを理解して頂きながら、HPを作成したりメールを送信する際の、一つのエチケットをご紹介したいと思います。

この「文字化け」と呼ばれるものには大きく二種類があり、第一には、そのHP乃至メールの作者が使用した言語が、受信者側のHPブラウザやメールソフトに正しく理解されていない為に発生するものがあり、第二には、「機種依存文字」等、コンピューターのシステムの違いなどによって表示できない文字がある為に発生するものがあります。

このうちの第一について、HPを訪問した時、そのページに使用されている言語(日本語、英語、中国語など)の指定がない時、または、その指定があっても、表示する言語のフォントがインストールされていない場合には、文字化けをすることがあります。こうした問題を防ぐ為には、HP作成者側は、HP作成時に使用言語を極力指定し、可能な限り「機種依存文字」や半角カタカナを使用しないように配慮する必要があり、また閲覧者の側としては、当該言語のフォントが無い場合にインストールが必要となることはいうまでもありませんが、フォントに関する問題ではない場合は、閲覧に用いるブラウザソフトの表示言語の設定を変更してみる(「表示」メニューから「エンコード」乃至「文字セット」等を選ぶ)ことで改善される場合があります。

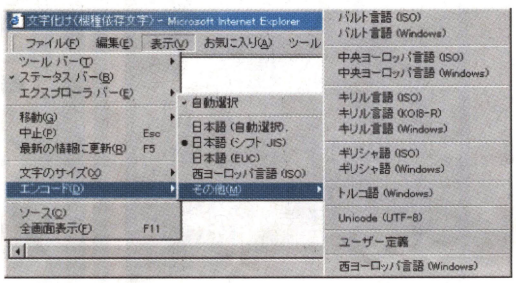

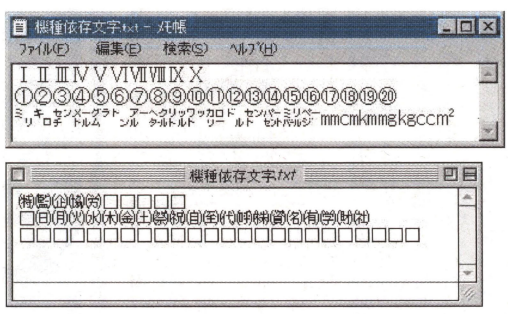

また、第二の「機種依存文字」というのは、インターネットHPやメールに於ける文章を表示する際に、その表示される機種によって、実際に現れる文字が異なってしまう文字の事を指します。一例を挙げれば、ある方がWindows上のソフトで、文章に○付きの数字、例えば「①②③…」と入力したとします。この文章を、メールで受け取った方が、Mac上のソフトで閲覧しようとすると「㈰㈪㈫…」というように表示されることになってしまい、しばしば受信者を困惑させてしまう結果を招きます。

抑も、JIS規格(JIS漢字)の符号表上で、未だ定義されていない空き領域に、各メーカーがそれぞれ独自に特殊文字などを定義して、それぞれのメーカーのフォントで表示させようとしてきた経緯から、このような事態が生じているわけですが、インターネットのHPを作成する場合や、メールを送信する場合には、HPの閲覧者や受信者が、どのような機種で閲覧するのか定かでない以上、どの機種でも全く同じ様に表示されるように配慮し、こうした「機種依存文字」を使用しないでHPやメールの文章を作成するよう、心掛けることが、一つのエチケットと言えるでしょう。

最近のメールソフトや、HP作成ソフトは、「機種依存文字」を含んだ文章を送信したりアップしようとする際には、「機種依存文字」が含まれていることに関して警告を与えてくれるものも増えておりますが、学術記号等の単位を一文字で表示したり、括弧や丸囲み等の修飾数字を一文字で表示する際に用いられる省略文字の使用などは注意するべきでしょう。

もっと詳しく「機種依存文字」を調べたい方は、
http://www.kiwi-us.com/~mizusawa//penguin/html_hint/moji.shtml
等をご参照下さい。

(記事担当　IT委員会)

そうせいインフォメーション

佐賀県竜巻災害並びに新潟・福島、福井集中豪雨災害における被災者の方々に対して、衷心よりお見舞い申し上げます。
被災者の方々の健康回復と、一日も早い生活の復旧を心より祈念申し上げます。
―全国曹洞宗青年会―

佐賀県曹洞宗青年会の支援活動状況

―佐賀県竜巻災害・ボランティアレポート―

今回の佐賀県竜巻災害に関して、佐賀県曹洞宗青年会（以下、佐賀曹青）会長の小島宗彦師より、全曹青執行部事務局宛に佐賀曹青における支援活動報告が寄せられましたのでご報告を申し上げます。

平成十六年六月二十九日
佐賀市「突風被害対策支援本部」（以下、対策本部）にボランティア登録を完了。

平成十六年七月一日
対策本部より巨瀬地区田圃の突風による飛散物（瓦・トタン・ガラス・その他）の除去作業支援の要請があり、佐賀曹青十四人がボランティアとして活動。

平成十六年七月二日
対策本部より北川副地区縫製工場（全壊）の機器搬送・瓦礫除去の要請を受け、八人がボランティアとして活動。

平成十六年七月五日
対策本部より、西与賀地区の海蔵寺（曹洞宗）への派遣要請により庫裏周りの飛散物、瓦、壁、泥等の処理を行う。

平成十六年七月二十日
全国曹洞宗青年会、九州曹洞宗青年会、佐賀曹青からのお見舞い金を、佐賀新聞社内「善意銀行」へ竜巻被害指定として預託。

〈関連記事〉
二十七日午前七時二十分ごろ、佐賀市北川副町一帯で竜巻が発生し、電柱が倒れたり、住宅の屋根が飛んだりした。
被害は南西から北東に八キロ、幅約三百メートルの範囲に及び、住宅三三〇棟が壊れた。
現場はJR佐賀駅南の水田に囲まれた住宅地。数台の車が約二十メートル近く飛ばされた。北川副小学校では体育館の屋根が吹き飛ばされ、佐賀東高校でもプールのフェンスや門扉が壊れた。
電柱五本が倒れ、電線も八ヶ所で断線、一時、最大で九〇〇世帯が停電した。（朝日新聞6／27）
佐賀県は二十九日、同日午後三時時点での被害状況をまとめ、千代田町でも家屋五棟が被害を受け、佐賀市ではさらに二人のけが人が出ていたことが分かった。
これで確認された損壊家屋は県内で合計三五五棟、けが人は計十五人（いずれも軽傷）となった。また農業用ハウス一〇二棟、牛舎一棟、学校、幼稚園など六施設が被害を受けた。（西日本新聞7／2）

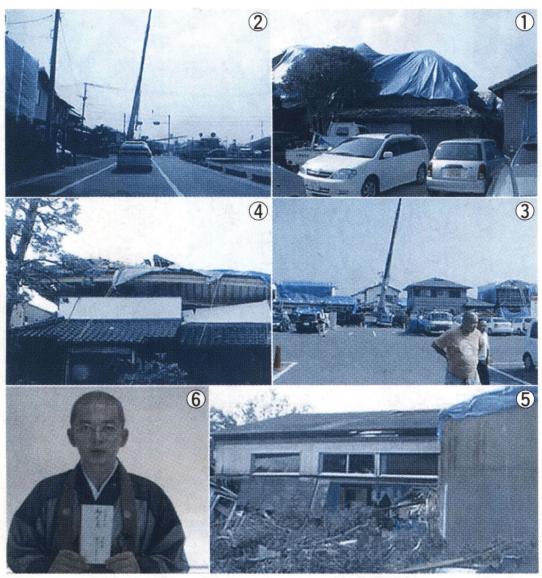

①巨瀬地区の農家、屋根瓦や納屋が吹き飛び近くの田圃に飛散した。
②巨瀬地区より突風被害対策支援本部（北川副町公民館）に向かう。クレーンなどの重機や復旧作業関係車輌で交通規制を行いながら通行する。
③対策本部（北川副町公民館）付近の模様。
④北川副地区にある曹洞宗本願寺。本堂は全壊。
⑤曹洞宗本願寺に隣接する縫製工場（全壊）
⑥「善意銀行」へ竜巻被害指定として義援金を預託（佐賀市・佐賀新聞社）

（以上、七月二〇日現在）
第十五期全曹青執行部・理事一同、一日も早い生活の復旧を心よりお祈り申し上げます。

この度の新潟・福島、福井集中豪雨災害における支援活動報告に関しては、発行期限等の編集事情により、限られた情報しか掲載が適いませんでした。
機会があれば、次号もしくは全曹青公式ホームページ般若（http://www.sousei.gr.jp）を通して適宜報告をさせて頂ければと思っております。
改めて、各被災地の方々にお見舞い申し上げます。

緊急告知

この度の竜巻災害に関して、佐賀県宗務所では義援金振替口座を開設しております。ここに誌面を借りてご紹介させて頂きたいと思います。皆様ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

義援金振替口座
佐賀銀行東与賀出張所
口座番号　5911096207
加入者名　曹洞宗佐賀県宗務所
所長　花山弘明

緊急告知

この度の集中豪雨災害の対策本部がある新潟県第一宗務所、並びに福井県宗務所では義援金振替口座を開設しております。ここに誌面を借りてご紹介させて頂きたいと思います。皆様ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

※なお、『宗報』八月号にて今回の新潟・福島、並びに福井集中豪雨災害に関する関連記事が掲載される予定ですが、そこに今回の口座とは別の義援金口座が記載されます。どちらに振り込まれても結構ですが、今回ご紹介させて頂いた口座は

・新潟県第一宗務所
新潟県内における被災地域復興の為のボランティア財源、並びに被災寺院への経済的支援

・福井県宗務所
福井県内における被災寺院や檀信徒・被災者支援

にそれぞれ活用させて頂くものです。予めご了承の程をお願い申し上げます。

〈新潟県第一宗務所〉
義援金振替口座
口座番号
００５９０－５－４１０５８
義援金郵便振替口座名
「曹洞宗７・13
水害現地緊急対策本部義援金」

※なお、新潟県内の御寺院様に於かれましては、七月の時点で義援金をお願いしておりますので、二重にお振込されませぬようお願い致します。（新潟県第一宗務所）

〈福井県宗務所〉
義援金振替口座
口座番号
００７２０－７－３１９５２
加入者名
「曹洞宗福井県宗務所」

※なお、受付期間は十月末までとさせて頂きます。恐縮ですが、払込手数料は各自ご負担という事でご理解願います。（福井県宗務所）

また、全曹青ボランティア委員会では、八月のお盆明けに新潟・福井の被災地のいずれかに現地入りしたいと考えております。ボランティア活動にご協力頂ける方は、全曹青ボランティア委員会 委員長 松尾哲雄 <tetsuyu@r8.dion.ne.jp>までお問い合わせ下さい。

ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

（全曹青・ボランティア委員会）

第二十二回 曹洞宗北海道青年会 紋別大会

去る六月三日オホーツク海側のほぼ真ん中にある紋別市において、曹洞宗北海道青年会紋別大会が開催されました。本大会は二年に一度開催されており、今回で二十二回目の大会となりました。

紋別市は北海道の中でも特に交通の便の悪いところであるため、例年より参加者が減少するのではないかと危惧しておりましたが、北は稚内、また南は函館から遠路にもかかわらず総勢百十七名の参加となりました。

会場は市内にあるオホーツクパレスにて、午後二時半より曹北青会長（大嶽俊行師）の導師による開講諷経が厳粛に執り行われ、開会式典終了後記念写真撮影、午後四時からは、総会が開催され、平成十五年度収支決算報告並びに平成十六年度予算案が審議可決されました。

曹洞宗要典の
ご利用について

十五有余年の歳月をかけて
作成いたしました。
お手頃の価格にて
貴寺様のオリジナル（洋型）
経典を作らせて頂く
お手伝いをさせて下さい。
日々のご精進用ならびに檀家の方々
への贈呈用、さらに携帯用までを心を
こめて作成させて頂きます。

表紙寺院名入オリジナル（91P・A5判）1冊価格

50～100冊	1,000円
101～200冊	700円
201～300冊	500円
301～400冊	450円
401～500冊	400円

※消費税、送料は別途賜ります。

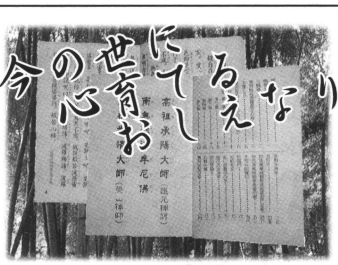

晋山結制記念品に本桐製経典箱（別売）もございます

サイズ：245×180×35

●要典目次

宗旨
開経偈
懺悔文
三歸禮文
三帰依文
摩訶般若波羅蜜多心経
消災妙吉祥陀羅尼
本尊上供
修証義
妙法蓮華経観世音菩薩普門品偈
妙法蓮華経如来寿量品偈
大悲心陀羅尼
甘露門
延命十句観音経
舎利礼文
供養回向文
三宝御和讃
大聖釈迦牟尼如来御詠歌
正法御和讃
坐禅御詠歌
釈尊花祭御和讃　他
※前後入替可能です

有限会社 西日本印刷
〒848-0021　佐賀県伊万里市大坪町甲2826-6
TEL (0955) 23-9220
FAX (0955) 22-1880
E-mail n-nihon@f8.dion.ne.jp
URL http://www.h6.dion.ne.jp/~n-nihon/

午後五時三十分からは会場を紋別市文化会館に移動し、記念講演として相田みつを美術館館長相田一人氏による講演会【相田みつをの世界～いのちのことば～】が開催されました。これは一般市民にも無料公開されました。木曜日の夕食時にもかかわらず、二百五十席がほぼ満員になりユーモアを交えながら父・みつをさんの創作活動を紹介された一人氏の話に来場者は熱心に耳を傾け聞き入っておりました。

終わって会場を再びオホーツクパレスに移動し大懇親会が開催されました。懇親会の中では参加者それぞれが会員同志の親睦をはかり、最後に次回開催地を函館に決定し、開催地区である第一宗務所青年会会員の登壇をもって、二年後函館で再び団結・結集することを誓い合いながら全日程を終了いたしました。参加者各位にとっても有意義な一日となりました。

第三十四回 九州曹洞宗青年会総会 大分大会

六月十日、大分県別府市の別府パストラルにて「第三十四回九州曹洞宗青年会総会大分大会」が開催されました。

九州各県より約八十名が参加し、十三時三十分より九曹会長、葛籠貫喜昭師の導師による開会式が行われました。

総会では九州各県の事業報告並びに事業予定等が発表され、また全曹青会長・山口英寿師より今年度十月十二日に熊本にて開催されます「全曹青三〇周年記念事業」をぜひとも成功にと激励のご挨拶をいただきました。

講演では舞台芸人の松元ヒロさんを迎え、「続・お坊さんと一緒」と題して、お坊さん以外の方々から見たお坊さんの姿を如実に又はコミカルに演じ、社会ニュースの中からも最近話題になっているニュースを取り上げ、笑いあり、考えさせられることありの一時間半でした。おかげさまで、県内ご寺院様をはじめご寺族、一般の方々も多数ご入場され盛況の内に幕を閉じることができました。

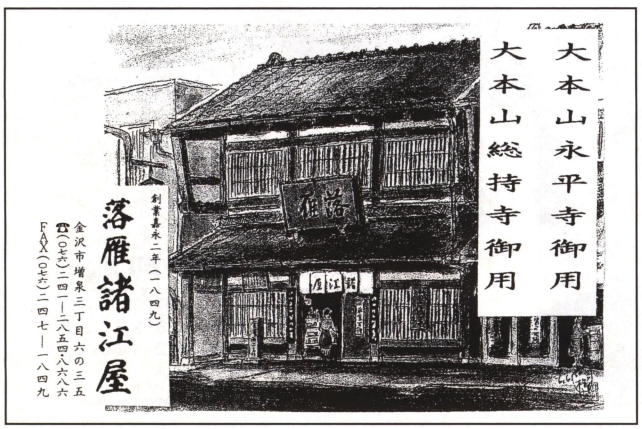

修復工事から新築工事まで
あらゆる対震（＝対地震）工事に
最新技術※で対応しております。
日本古来の伝統の技を伝承する、
魚津の設計と施工。

※大本山總持寺香積台耐震改修工事で採用させて頂きました。

神社・仏閣専門建築
株式会社 魚津社寺工務店
〒454-0004 名古屋市中川区西日置二丁目12番20号
TEL(052)331-3080・0854 FAX(052)332-3540

～三重県曹洞宗青年会 四〇周年記念大会～

第二十八回 東海管区曹洞宗青年会大会

三重県曹洞宗青年会　第二十代会長　種井秀敏

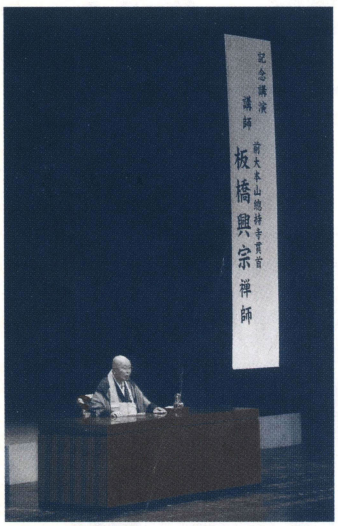

われわれ三重県曹洞宗青年会は昭和四十年に発足し、はや四〇周年を迎えるにあたりました。

ここに長年にわたり布教活動を会員一同一丸となり遂行してこられましたことを感謝し、平成十六年六月十三日に第二十八回東海管区曹洞宗青年会大会と併修し記念大会を挙行いたしました。

曹洞宗の宗歌にあります慧可大和尚さまが道を求めるためにヒジをお断ちになられた求道の精神を胸にこの大会を目標にいたしました。今思えば三年半の長きにわたり、本記念大会の無事円成をめざし前会長の慕古事業（青年会製作のテレビ放送）に始まり、年中行事とともに県内の寺院を中心に托鉢行にて浄財を勧募、また新たなる事業を展開し、向かうところの困難を乗り越え活発的に布教活動を行って参りました。

その集大成である本記念大会は、青年会員四十七名各位が世相を垣間見、そして日頃の所見を十分に考慮しメインテーマを「不忘念」、サブタイトルを「凛として畏るるに足らず。」と致しました。長引く景気の低迷、金融機関の破綻、企業の生き残りをはかったリストラ、地球規模の環境問題、先進国としての日本の国際貢献など、この激動の渦の中にあって少なからず不安を覚えずにはいられない現代社会に於いて、いま必要なものは迷いを打破する正しい念いではないでしょうか。

『仏遺教経』に『若し念力堅強なれば、五欲の賊の中に入ると雖も、為めに害せられず。譬えば鎧を著て陣に入れば、則ち畏るる所なきが如し。これを不忘念と名づく。』不忘念とは正念を忘れないことであり、正念とは苦を滅する八つの実践である八正道の一つに数えられ「正しく思慮深い心を保つこと」であります。

宗歌奉唱の後、大会に御参集いただきました皆様には、「この正念を堅く心に護持し安心立命を」と願いを込め、我々青年会員と共に椅子坐禅を修行していただきました。心を整えたあと大本山總持寺前貫首・板橋興宗禅師をお迎えしご法話を賜わり、又、六万行願で知られる京都の一燈園傘下の『すわらじ劇園』様による「天秤のうた」・「鯖の頭」二幕の上演をお願い致しました。

当日、ご来場頂いた九〇〇名あまりの方々が、今日の日本人が忘れてしまった人情味溢れる心に触れ、正念を思い起こし感激のあまり目に涙を浮かべ異口同音に「良かったよ」という声で溢れんばかりでありました。それは、われわれ青年僧が舟に棹をさす船頭となり川を渡りきった瞬間でもあり、また四〇周年を記念する法悦の一時でもありました。

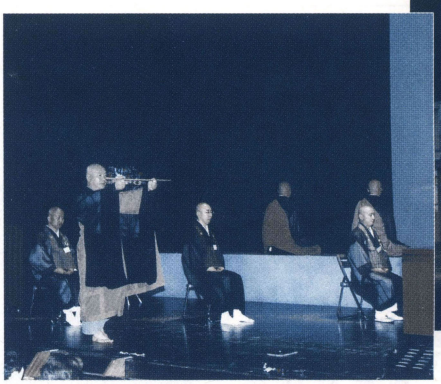

青年会の脈々と受け継がれてきましたこの念いを改めて銘銘の志とし、三重県曹洞宗青年会発足五〇周年に向けて精進し、更なる宗門の発展に力を尽くす覚悟でございます。よろしくご指導ご鞭撻のほど切にお願い申し上げます。

合　掌

寺院用仏具・仏壇・製造販売
曹洞宗梅花流法具販売指定店

HŌ-KO 放光

本店・工場　〒940-0825 新潟県長岡市高畑町617番地　☎(0258)33－5644
新潟店　〒950-0941 新潟市女池2丁目2－11　☎(025)280－1550
川越店　〒350-0036 川越市小仙波2丁目20－1　☎(049)227－7666
高崎営業所　〒370-0046 群馬県高崎市江木町1179－2　☎(027)324－3721
長野営業所　〒380-0911 長野市稲葉1980－1　☎(026)222－3811

ディスカバーヒューマンライツ

――基本的人権（5）～表現の自由が問題となったケース――

はじめに

前回までは、日本国憲法で保障されている「表現の自由」について報道の自由などの具体例を挙げて述べてきました。今回は、それら以外に表現の自由が問題となったケースについてご紹介したいと思います。

性表現

性的な表現については、わいせつ文書の販売罪などが刑法に定められているので、従来は憲法で保障された表現の範囲に属さないと考えられてきました。しかし、そのように考えると、わいせつ文書の概念をどのように決めるかによって、本来憲法上保障されるべき表現まで憲法の保障の外におかれてしまうおそれが生じます。そこで、わいせつ文書の概念の決め方それ自体を憲法論として検討しなおす考え方が出てきました。つまり、性的な表現についても表現の自由に含まれると解したうえで、最大限保護の及ぶ表現の範囲を画定していくという考え方です。

〈チャタレイ事件〉

D・H・ロレンスの『チャタレイ夫人の恋人』の翻訳者と出版社社長が刑法175条（わいせつ文書頒布罪）で起訴された事件。最高裁は、「わいせつ文書」とは、①徒に性欲を興奮または刺激せしめ、②普通人の正常な性的羞恥心を害し、③善良な性的道義観念に反するもの、と定義したうえ、刑法175条は、性的秩序を守り、最小限度の性道徳を維持するという公共の福祉のための制限であり、合憲である、と判示しました（最高裁昭和32年3月13日判決）。

〈『悪徳の栄え』事件〉

マルキ・ド・サドの『悪徳の栄え』の翻訳者と出版社社長が、刑法175条違反で起訴された事件。判決は、文書のわいせつ性と芸術性・思想性との関係について、「文書がもつ芸術性・思想性が、文書の内容である性的描写による性的刺激を減少・緩和させて、刑法が処罰の対象とする程度以下にわいせつ性が解消されないかぎり、芸術的・思想的価値のある文書であっても、わいせつの文書としての取扱を免れることはできない」とし、文書の部分についてのわいせつ性と文書全体との関係について、「文書の個々の章句の部分は、全体としての文書の一部として意味をもつものであるから、その章句の部分のわいせつ性の有無は、文書全体との関連において判断されなければならない」としました。さらに、「芸術的・思想的価値のある文書についても、それがわいせつ性をもつものである場合には、性生活に関する秩序および健全な風俗を維持するため、これを処罰の対象とすることが国民生活全体の利益に合致するものと認められるから、憲法21条（表現の自由）に違反するものということはできない」としました（最高裁昭和44年10月15日判決）。

名誉毀損的表現

同じく名誉毀損的な表現についても、名誉毀損罪が刑法に定められているので、従来は憲法で保障された表現の範囲に属さないと考えられてきました。しかし、これについても性的表現と同じように、表現の自由に含まれると解したうえで、最大限保護の及ぶ表現の範囲を画定していくという考え方が出てきました。

なお、名誉毀損的表現については、通常の場合には事実の真偽を問わず一律に名誉毀損罪を構成する（刑法230条）として名誉の保護を図っているのに対して、刑法230条の2は、表現の自由の観点から、①公共の利害に関する事実であること、②公益を図る目的に出たものであること、の2点を前提に、③事実の真実性の証明を要件として、名誉毀損罪の責任を免れさせようとしています。

〈『夕刊和歌山時事』事件〉

『夕刊和歌山時事』の発行者（被告人）が、「吸血鬼Sの所業」と題して、S本人または同人の指示を受けた者が和歌山市役所職員に向かって脅迫的文言を吐いた旨の記事を掲載、頒布した事件。第一審の和歌山地裁は、公然と事実を摘示してSの名誉を毀損したものとして、名誉毀損罪の成立を認めました。これに対して被告人は、真実であると証明可能な程度の資料や根拠をもって事実を真実と確信したから、名誉毀損罪の故意は認められず、名誉毀損罪は成立しないと主張して控訴しましたが、第二審大阪高裁は被告人の主張を排斥しました。そこで被告人は最

高裁に上告しました。最高裁は「刑法230条の2の規定は、人格権としての個人の名誉の保護と憲法21条による正当な言論の保障との調和とを図ったものというべきであり、これら両者間の調和と均衡を考慮するならば、たとい刑法230条の2にいう『事実が真実であることの証明』がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しない」と判断し、第二審及び第一審判決を破棄しました（最高裁昭和44年6月25日判決）。

〈『月刊ペン』事件〉

雑誌『月刊ペン』は、わが国有数の宗教団体を批判する連続特集を組み、批判の一環として、同団体の象徴的存在とみられる会長の私的行動をも取り上げ、その女性関係等の記事も掲載しました。『月刊ペン』の編集局長は、宗教団体会長、その相手とされた女性及び宗教団体の名誉を毀損したとして名誉毀損罪で起訴されました。

最高裁は、次のように判示しました。「私人の私生活上の行状であっても、そのたずさわる社会的活動の性質及びこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として、刑法230条の2にいう『公共の利害に関する事実』にあたる場合がある。」本件で問題とされている記事は、「わが国有数の宗教団体の教義ないしあり方を批判しその誤りを指摘するにあたり、その例証として会長の女性関係などの事実を摘示したものであるが、会長は団体における信仰上のほぼ絶対的な指導者であって、公私を問わずその言動が信徒の精神生活などに重大な影響を与える立場にあったばかりでなく、宗教上の地位を背景とした直接・間接の政治的活動などを通じ、社会一般に対しても少なからぬ影響を及ぼしていたことなどの事実が明らかである。このような事実関係を前提として検討すると、会長の行状は、刑法230条の2にいう『公共の利害に関する事実』にあたると解するのが相当であって、これを一宗教団体内部における単なる私的な出来事であるということはできない。」（最高裁昭和56年4月16日判決）

営利的言論の自由

表現の自由の中に、営利的言論（広告）が含まれるかどうかが問題とされてきましたが、近時、広告のような営利的な表現活動であっても、国民一般が、消費者として、広告を通じてさまざまな情報を受け取ることの重要性に鑑み、一般に表現の自由の保護に値すると考えられています。もっとも、表現の自由の重点は、自己統治（言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという民主政治に資する社会的な価値）にあるので、営利的言論の自由の保障の程度は、非営利的（すなわち政治的）言論の自由よりも低いと解されています。

〈あん摩師等法違反事件〉

あん摩師はり師きゅう師及び柔道整復師法7条は、広告できる事項を施術者の氏名・住所・免許業務の種類などに限定し、特に技能・施術方法・経歴に関する事項にわたってはならないと定め、これに対する違反には罰則が定められています。被告人は、免許を得てきゅう（灸）業を営んでいましたが、きゅうの適応症として、神経痛・リュウマチなどの病名を記載したビラを周辺町村に配布したところ、このような広告は、あん摩師等法7条に違反するとして、罰金刑に処せられました。被告人が不服を申し立てたところ、最高裁は、本法の広告制限によって適応症の広告をも許さないゆえんは「もしこれを無制限に許容するときは、患者を吸引しようとするため、ややもすれば虚偽誇大に流れ、一般大衆を惑わすおそれがあり、その結果適時適切な医療を受ける機会を失わせるような結果を招来することをおそれたためであって、このような弊害を未然に防止するため一定事項以外の広告を禁止することは、国民の保健衛生上の見地から、公共の福祉を維持するためやむをえない措置として是認されなければならない」として、同条は憲法に違反しないとしました（最高裁昭和36年2月15日判決）。

さいごに

他にも、表現の自由が問題となった事例としては、刊行物の事前差し止めや教科書検定など様々なものがあります。それだけみなさんの生活においても表現の自由が問題となるケースがたくさんあるということです。

〈参考文献〉
芦部信喜『憲法新版』（岩波書店）
「憲法判例百選Ⅰ」（有斐閣）

文・見野彰信
早稲田大学法学部卒。民事・刑事・家事など法律問題一般を扱う。野田信彦法律事務所（札幌市）所属。

禅 SOUSEI INTERNATIONAL

西洋人仏教者群像(2)
スティーブン・バチェラー氏　その二

不可知主義的仏教 (agnostic Buddhism)

「仏教は『深い不可知主義(deep agnosticism)』の実践である」とバチェラー氏は言います。agnosticという言葉は英国の生物学者トーマス・ハクスレーによって一八八〇年代後半に造語されたものです。語源的にはギリシア語に基づき、「知らない、わからない(a＝非・無・欠如を表す接頭辞、gnosis＝知識)」という意味をもっています。ハクスレーによれば、それは「ぎりぎりのところまで自分の理性に従うよう努める一方、まだ実証されていないかあるいは実証不可能な結論については、あたかもそれが確実であるかのように決して偽らず、受け入れない」という原則をどこまでも厳密に適用しようとする方法的態度のことです。

不可知主義は今では「どうせわからないしわかりたくもない」、「知ろうと知るまいと別にどちらでも構わない」というような浅はかな懐疑主義や冷笑的態度、無関心さと同義語のように考えられています。しかし本来は「自分がそのことについて本当には知っていない、実は何もわかっていないことを率直に情熱をもって認め、そこから逃げ出さないで踏みとどまり、それをさらに深めていく(つまり出来合いの安直な解答に手を出さずあくまで問い続ける)」というこの上なく積極的で果敢な営みを自覚的に引き受けることだったのです。わたしたちは通常、問い(何かについて知らない、わからないという思い・感じ)を前にすると観念的・概念的な答をただちに内外のどこかに探し求めようとする根深い癖をもっています。答がまだ見つかっていない、曖昧で不確実な精神状態(agnosticな状況)はわたしたちのなかに言いようのない不安定感や不快感を生み出すからです。しかし、バチェラー氏のいう不可知主義はその習癖を一時的にせよ保留・停止させ、問いそのものを身心のなかでさらに純化・醸成させながらどこまでも深く問いかけていこうとする実践的態度なのです。真の意味での目覚めが起こりえるのはその態度の中にしかないと彼は言っています。その点を強調するために不可知主義という言葉の前に「深遠な・強烈な」を意味するdeepという形容詞が置かれるのです。

バチェラー氏は仏教の伝統の内にはこのような意味での「深い不可知主義」が当初から明確に存在しており、しかもそれこそが仏教を仏教たらしめている重要な本質的要素であったと考えるのです。しかし、時代と共に不可知主義的態度が弱まり、それとは相容れない権威的答の集積である「宗教的仏教」へと変質していったのが仏教の歴史において起こったことだと言います。仏教のさまざまな教義や実践をこの「深い不可知主義」という観点から新鮮な眼で徹底的に洗い直してみること、その作業が決して的外れではなくむしろ今こそ必要でありかつ重要であることを仏教の伝統そのものに基づいて証明すること、その洗い直しを経たあと仏教はいったいどのような相貌をもって立ち現れてくるのか?…彼が著述や講演を通じて試みようとしているプロジェクトの大きな柱の一つをこう言い表すことができると思います。

彼は著作のなかでパーリ語経典『カーラーマ経』や『毒矢の喩』で有名な『マールンキャプッタ経』、大乗仏教の「空」や「無我」、『碧巌録』第一則の達磨の言葉「識らず(不識)」、禅の公案修行や「無心」、「無念」、「不可得」等を「深い不可知主義」の実例として挙げています。たとえば彼によれば達磨の「識らず」という答が意味しているのは、「わたしは何ものか?」という問いを正直に真摯に究明したところ「これこそが自分だ、ここに自分があった、自分はそれを手に入れた、ついに自分が何かがわかった」と言い得るような何ものも見つけることができなかったこと、本当に自分と呼び得るものはどこまでいっても見つからないものだというまさに不可知主義的な洞察そのものなのです。

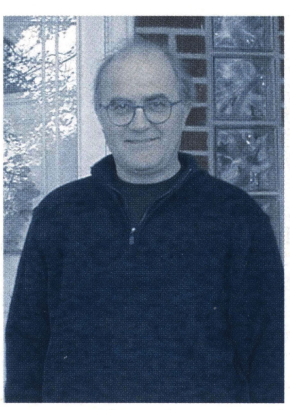
スティーブン・バチェラー氏

仏教の絞り込み

多様に分岐した仏教の諸伝統が保持してきたさまざまな教義や修行法に見られる表面上の相違を「深い不可知主義」の実践形態の違いとして統一的に理解することは行き過ぎでしょうか。たとえば、チベット仏教で重視されている理性を徹底的に働かせて分析を重ねていく探求方法と理性を排して直接的洞察を得ようとする禅の公案修行とは一見相容れないもののように見えますが、いずれも修行者が囚われてい

る常識的見解を根底から破って「生きることの根源的不可解さ」に直面させようとすることをねらっていると考えるのです。あまりにも煩瑣・複雑になりすぎた仏教を、「仏教＝深い不可知主義」という大胆な把握によってぎりぎりまで絞りこんでみる作業を行う必要があるのではないでしょうか？わたしはその作業仮説に十分共感できますし、大いに意味のある試みだと思っています。ですからわたしはバチェラー氏に倣って、道元禅師の教えや只管打坐の行を「深い不可知主義」の一つの徹底した形として理解し素描してみようと考えています。

彼が指導するリトリート〈合宿修行〉（「根源的問いかけのリトリート」と呼ばれます）では知性をフルに働かせる講義や討論（彼がチベット仏教から学んだもの）と「呼吸の瞑想」や「これは何だ」という問い（話頭）を心の中で繰り返しそれを身心に染み込ませていく瞑想行（彼が韓国禅から学んだもの）とが同等に修行されます。それは参加者たちが「不識（＝a-gnostic）」の状態を深く経験するための効果的なやりかたとして彼が独自に工夫したものです。仏教を「深い不可知主義」の実践として絞り込んでとらえようとする彼の意図がそこにはよく表れています。

ネガティヴ・ケイパビリティ（Negative Capability）

仏教を「深い不可知主義」してとらえてみると、科学や哲学、芸術、他の宗教伝統といった仏教以外の世界にも同じような「深い不可知主義」の思想や実践が豊かにあることが見えてくるようになります。それは仏教の独占物ではないのです。このようにして他に不可知主義の「同朋」を見出し、そこから学ぶことによって、仏教は自らの不可知主義をさらに自覚化し徹底していくことができます。仏教と他の不可知主義との交流・対話という地平が開けるのです。

この点に関してわたしが特に興味深く思っているのは、バチェラー氏がある講話の中で触れている、英国のロマン派詩人ジョン・キーツ(1795-1821)が造語した「ネガティヴ・ケイパビリティ」という言葉です。彼はそれが「深い不可知主義」の精神を最も明快に表現していると高く評価しています。キーツによればこの「負の能力、消極的受容能力」とは「人が事実や推量にいらだって手を伸ばすことなく、不確かさや謎や疑惑のなかに安んじていられる能力」のことです。キーツ自身はこの能力を創造的芸術活動にとって必須の条件として理解していましたが、バチェラー氏はそれを拡張してこの能力は仏教修行、とりわけ瞑想を実践する上で欠かせない特質であり、また同時に瞑想とはこの能力を育成することに他ならないと述べています。

ネガティヴ・ケイパビリティとは「謎に直面しつつ、何ものも期待しないで注意深く待ち続ける力」のことだと言えるでしょう。それは一刹那先には何が起こるか、知りようがないというわれわれの置かれているagnosticな現実をありのままに受け入れることでもあります。多くの場合、わたしたちはそれに耐え切れず（「いらだって」）でっちあげられた安全地帯に逃げ込もうとします。思いを手放す（＝何ものも思いでつかまない）実践であるはずの坐禅で、われわれが往々にして昏沈や散乱に落ち込むのも、「把握不可能の現実から逃げてどこか他に腰を落ち着けようとする逃避現象」のひとつとして理解できるのではないかと氏は指摘しています。わたしはネガティヴ・ケイパビリティについての氏のこうした解説を読んだとき、すぐに「思量箇不思量底」とか「無所得」、「不染汚」、「説似一物即不中」といった言葉が頭に浮かびました。われわれにとって非常に参考になる指摘ではないでしょうか？

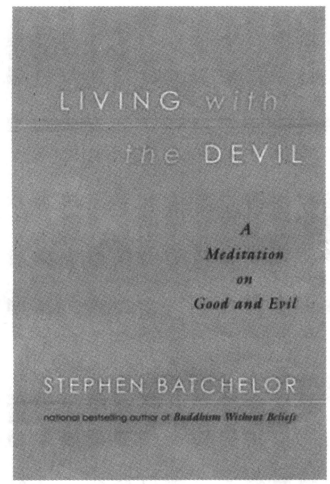

『魔とともに生きる』

業や転生をめぐる問題についての不可知主義的応答

仏教を不可知主義として絞り込んでとらえることは、そこから除外されるものがある可能性を不可避的に意味しています。バチェラー氏の場合、それはまだ実証されていないか本質的に実証されえない答の一群ということになります。不可知主義とはそういう種類の答には寄りかからないという決断なのですから。具体的な例としては、これまで仏教の中心部分と見なされてきた「業」や「転生」をめぐる伝統的教義があげられます。それらの問題に対する不可知主義的応答とはその教義を正しいとして信じることでもなければその逆に間違いだとして信じないことでもありません。否定も肯定もせず、全く正直に「わからない」という「不可知主義的中道」の立場をとるのです。そしてこの立場こそが「死においてそこから否応なく投げ出されるものとして、選択の余地なくこの世に投げ込まれた存在」として生きているわれわれの生の根本的矛盾、不可解さ、深い謎にごまかしなく立ち向かうことを可能にするのです。前回も述べたようにバチェラー氏にとって仏教は、安直な答を提供して未知なものを既知なものにすり替えることでつかの間の慰安を与える「宗教」ではあってはならず、どこまでも畏怖と魅惑の源泉である人間存在の深淵に素手で新鮮に取り組むことを励ます「問いかけ」でなければならないのです。

最近、氏は"Living with Devils : A Meditation on Good and Evil"（『魔とともに生きる―善と悪についての省察』）という著書を出しました。「不可知主義的仏教」の「彫塑」を誠実に続けている氏の最新の成果が盛られたたいへん興味深い本です。これを読むと深い不可知主義というのは停滞することなく一歩でも半歩でも問いを深く広く掘り下げていくこと（それは常に古い自分を乗り越えていくことでもある）が要求される、まさに「不放逸」そのものの実践だということがよくわかります。

文・藤田一照

1954年、愛媛県生まれ。1987年、米国マサチューセッツ州ヴァレー禅堂の住持として渡米、現在にいたる。著書に『新こころのシルクロード』（共著 佐賀新聞社刊）、訳書にティク・ナット・ハン『禅への鍵』（春秋社刊）、スティーブン・バチェラー『ダルマの実践』（四季社刊）、『フィーリング・ブッダ』（四季社刊）等がある。

賛助会員御芳名

平成16年3月～16年5月

東京都
1 〃 龍澤寺様
2 〃 瑞圓寺様
3 〃 豪徳寺様
4 〃 慈眼寺様
5 〃 青原寺様
6 〃 長延寺様
7 〃 鳳林寺様
8 〃 観泉寺様
9 〃 清巌寺様
10 〃 慈光院様
11 〃 東清寺様
12 〃 東雲寺様
13 〃 永泉寺様
14 〃 慈眼寺様
15 〃 永昌院様
16 〃 光泉寺様
17 〃 松源寺様
18 〃 光厳寺様
19 〃 静岡県第一
20 〃 乾徳寺様
21 〃 乾晨寺様
22 〃 妙光院様
23 〃 光明寺様
24 〃 円明寺様
25 〃 浄仙寺様
26 〃 桐ヶ谷寺様
27 〃 全久院様
28 〃 昌福寺様
29 〃 東竹院様
30 〃 神仙寺様
31 〃 長光寺様
32 〃 正慶寺様
33 〃 瑞雲院様
34 〃 龍泉院様
35 〃 桃原寺様
36 〃 久應院様
37 〃 冷泉寺様
38 〃 無量寺様
39 〃 高徳寺様
40 〃 東竹院様
41 〃 長光寺様
42 〃 埼玉県第一
43 〃 金剛寺様
44 〃 正覚寺様
45 〃 慈眼寺様
46 〃 妙厳寺様
47 〃 繁桂寺様
48 〃 豊栖院様
49 〃 大中寺様
50 〃 満福寺様
51 〃 安昌寺様
52 〃 芳全寺様
53 〃 浄山寺様
54 〃 長松寺様
55 〃 大徳寺様
56 〃 真浄寺様
57 〃 妙厳寺様
58 〃 慈眼寺様
59 〃 正覚寺様
60 〃 東光寺様
61 〃 繁桂寺様
62 〃 江岸寺様
63 〃 少林寺様
64 〃 大殊寺様
65 〃 宝光寺様
66 〃 萬松寺様
67 〃 成高寺様
68 〃 栃木県
69 〃 倫勝寺様
70 〃 長尾寺様
71 〃 慈照寺様
72 〃 豪徳寺様
73 〃 埼玉県第一
74 〃 金剛寺様
75 〃 正覚寺様
76 〃 慈眼寺様
77 〃 鳳林寺様
78 〃 長延寺様
79 〃 青原寺様
80 〃 瑞圓寺様
81 〃 豪徳寺様
82 〃 慈照寺様
83 〃 長尾寺様
84 〃 瑞圓寺様
85 〃 龍松寺様
86 〃 慈照寺様
87 〃 徳昌寺様
88 〃 長尾寺様
89 〃 栃木県
90 〃 倫勝寺様
91 〃 善福寺様
92 〃 延長寺様
93 〃 雲竜寺様
94 〃 吟松寺様
95 〃 山梨県
96 〃 善福寺様
97 〃 延長寺様
98 〃 雲竜寺様
99 〃 吟松寺様
100 〃 静岡県第四
101 〃 竜泉寺様
102 〃 保福寺様
103 〃 高林寺様
104 〃 愛知県第三
105 〃 東昌寺様
106 〃 盛福寺様
107 〃 大殊寺様
108 〃 天林寺様
109 〃 見海院様
110 〃 福田寺様
111 〃 長泉寺様
112 〃 青岸寺様
113 〃 幡岳寺様
114 〃 清水寺様
115 〃 大雲寺様
116 〃 滋賀県
117 〃 光明寺様
118 〃 大義院様
119 〃 三重県第二
120 〃 安楽寺様
121 〃 薬師寺様
122 〃 池渓寺様
123 〃 大蓮寺様
124 〃 兵庫県第一
125 〃 海蔵寺様
126 〃 月照寺様
127 〃 少林寺様
128 〃 勝竜寺様
129 〃 永春寺様
130 〃 久学寺様
131 〃 円通寺様
132 〃 法円寺様
133 〃 谷松寺様
134 〃 瑞雲寺様
135 〃 十方寺様
136 〃 大雲寺様
137 〃 新宮寺様
138 〃 兵庫県第二
139 〃 円通寺様
140 〃 円通寺様
141 〃 永春寺様
142 〃 久学寺様
143 〃 勝竜寺様
144 〃 少林寺様
145 〃 月照寺様
146 〃 海蔵寺様
147 〃 兵庫県第一
148 〃 大蓮寺様
149 〃 池渓寺様
150 〃 薬師寺様
151 〃 安楽寺様
152 〃 三重県第二
153 〃 大義院様
154 〃 光明寺様
155 〃 滋賀県
156 〃 大雲寺様
157 〃 青岸寺様
158 〃 幡岳寺様
159 〃 清水寺様
160 〃 京都府
161 〃 無学寺様
162 〃 天寧寺様
163 〃 誕生寺様
164 〃 栄春寺様
165 〃 苗秀寺様
166 〃 厚元寺様
167 〃 春現寺様
168 〃 正福寺様
169 〃 三光寺様
170 〃 景福寺様
171 〃 威徳寺様
172 〃 長川寺様
173 〃 円通寺様
174 〃 岡山県
175 〃 新宮寺様
176 〃 大雲寺様
177 〃 十方寺様
178 〃 瑞雲寺様
179 〃 谷松寺様
180 〃 法円寺様
181 〃 永春寺様
182 〃 久学寺様
183 〃 円通寺様
184 〃 和歌山県
185 〃 光泉寺様
186 〃 兵庫県第一
187 〃 海蔵寺様
188 〃 月照寺様
189 〃 少林寺様
190 〃 勝竜寺様
191 〃 永春寺様
192 〃 久学寺様
193 〃 円通寺様
194 〃 法円寺様
195 〃 谷松寺様
196 〃 瑞雲寺様
197 〃 十方寺様
198 〃 大雲寺様
199 〃 新宮寺様
200 〃 善福寺様
201 〃 春光寺様
202 〃 松雲院様
203 〃 寿福寺様
204 〃 観修寺様
205 〃 北辰寺様
206 〃 玄霜寺様
207 〃 万福寺様
208 〃 丈山寺様
209 〃 広島県
210 〃 国泰寺様
211 〃 養徳院様
212 〃 禅昌寺様
213 〃 伝福寺様
214 〃 聖光寺様
215 〃 延長寺様
216 〃 雲竜寺様
217 〃 吟松寺様
218 〃 静岡県第四
219 〃 竜泉寺様
220 〃 保福寺様
221 〃 高林寺様
222 〃 愛知県第三
223 〃 東昌寺様
224 〃 盛福寺様
225 〃 玉泉院様
226 〃 宝泉院様
227 〃 大義院様
228 〃 光明寺様
229 〃 安楽寺様
230 〃 薬師寺様
231 〃 池渓寺様
232 〃 大蓮寺様
233 〃 海蔵寺様
234 〃 月照寺様
235 〃 少林寺様
236 〃 勝竜寺様
237 〃 永春寺様
238 〃 久学寺様
239 〃 円通寺様
240 〃 和歌山県
241 〃 龍法寺様
242 〃 寛永寺様
243 〃 法雲寺様
244 〃 円通寺様
245 〃 満願寺様
246 〃 蓮覚寺様
247 〃 永徳寺様
248 〃 正福寺様
249 〃 神宮寺様
250 〃 宗心寺様
251 〃 石雲院様
252 〃 円成寺様
253 〃 慈雲寺様
254 〃 玉泉寺様
255 〃 龍豊院様
256 〃 薬師寺様
257 〃 東昌寺様
258 〃 東泉院様
259 〃 日光寺様
260 〃 宝泉寺様
261 〃 禅林寺様
262 〃 本曽寺様
263 〃 薬師寺様
264 〃 金竜寺様
265 〃 慈雲寺様
266 〃 法雲寺様
267 〃 神龍寺様
268 〃 霊岩寺様
269 〃 龍田院様
270 〃 全超寺様
271 〃 本覚寺様
272 〃 常楽寺様
273 〃 禅林寺様
274 〃 本曽寺様
275 〃 薬師寺様
276 〃 金竜寺様
277 〃 慈雲寺様
278 〃 法雲寺様
279 〃 正宗寺様
280 〃 自法寺様
281 〃 清楽寺様
282 〃 林昌寺様
283 〃 福寿寺様
284 〃 白毫寺様
285 〃 普賢寺様
286 〃 大阪府
287 〃 昌林寺様
288 〃 大倫寺様
289 〃 観音寺様
290 〃 崇禅寺様
291 〃 法華寺様
292 〃 正泉寺様
293 〃 妙寿寺様
294 〃 霊松寺様
295 〃 伊勢寺様
296 〃 大廣寺様
297 〃 永興寺様
298 〃 黄梅寺様
299 〃 実相院様
300 〃 奈良県
301 〃 興大寺様
302 〃 宝泉寺様
303 〃 悟真寺様
304 〃 長円寺様
305 〃 聖福寺様
306 〃 蔵雲院様
307 〃 愛知県第二
308 〃 楽法寺様
309 〃 西福寺様
310 〃 厳王寺様
311 〃 愛知県第三
312 〃 東昌寺様
313 〃 長泉寺様
314 〃 福田寺様
315 〃 青岸寺様
316 〃 幡岳寺様
317 〃 清水寺様
318 〃 大雲寺様
319 〃 滋賀県
320 〃 光明寺様
321 〃 大義院様
322 〃 三重県第二
323 〃 安楽寺様
324 〃 薬師寺様
325 〃 池渓寺様
326 〃 大蓮寺様
327 〃 兵庫県第一
328 〃 海蔵寺様
329 〃 月照寺様
330 〃 少林寺様
331 〃 勝竜寺様
332 〃 永春寺様
333 〃 久学寺様
334 〃 円通寺様
335 〃 和歌山県
336 〃 光泉寺様
337 〃 兵庫県第一
338 〃 海蔵寺様
339 〃 月照寺様
340 〃 少林寺様
341 〃 勝竜寺様
342 〃 永春寺様
343 〃 久学寺様
344 〃 円通寺様
345 〃 法円寺様
346 〃 谷松寺様
347 〃 瑞雲寺様
348 〃 十方寺様
349 〃 大雲寺様
350 〃 新宮寺様
351 〃 兵庫県第二
352 〃 法円寺様
353 〃 谷松寺様
354 〃 瑞雲寺様
355 〃 十方寺様
356 〃 大雲寺様
357 〃 新宮寺様
358 〃 兵庫県第二
359 〃 法円寺様
360 〃 谷松寺様
361 〃 瑞雲寺様
362 〃 十方寺様
363 〃 大雲寺様
364 〃 新宮寺様
365 〃 兵庫県第二
366 〃 法円寺様
367 〃 谷松寺様
368 〃 瑞雲寺様
369 〃 十方寺様
370 〃 大雲寺様
371 〃 新宮寺様
372 〃 兵庫県第二
373 〃 法円寺様
374 〃 谷松寺様
375 〃 瑞雲寺様
376 〃 十方寺様
377 〃 大雲寺様
378 〃 新宮寺様
379 〃 兵庫県第二
380 〃 法円寺様
381 〃 谷松寺様
382 〃 瑞雲寺様
383 〃 十方寺様
384 〃 大雲寺様
385 〃 新宮寺様
386 〃 兵庫県第二
387 〃 法円寺様
388 〃 谷松寺様
389 〃 瑞雲寺様
390 〃 十方寺様
391 〃 大雲寺様
392 〃 新宮寺様
393 〃 兵庫県第二
394 〃 法円寺様
395 〃 谷松寺様
396 〃 瑞雲寺様
397 〃 十方寺様
398 〃 大雲寺様
399 〃 新宮寺様
400 〃 兵庫県第二
401 〃 法円寺様
402 〃 谷松寺様
403 〃 瑞雲寺様
404 〃 十方寺様
405 〃 大雲寺様
406 〃 新宮寺様
407 〃 兵庫県第二
408 〃 法円寺様
409 〃 谷松寺様
410 〃 瑞雲寺様
411 〃 十方寺様
412 〃 大雲寺様
413 〃 新宮寺様
414 〃 兵庫県第二
415 〃 法円寺様
416 〃 谷松寺様
417 〃 瑞雲寺様
418 〃 十方寺様
419 〃 大雲寺様
420 〃 新宮寺様
421 〃 兵庫県第二
422 〃 法円寺様
423 〃 谷松寺様
424 〃 瑞雲寺様
425 〃 十方寺様
426 〃 大雲寺様
427 〃 新宮寺様
428 〃 兵庫県第二
429 〃 法円寺様
430 〃 谷松寺様
431 〃 瑞雲寺様
432 〃 十方寺様
433 〃 大雲寺様
434 〃 新宮寺様
435 〃 兵庫県第二
436 〃 法円寺様
437 〃 谷松寺様
438 〃 瑞雲寺様
439 〃 十方寺様
440 〃 大雲寺様
441 〃 新宮寺様
442 〃 兵庫県第二
443 〃 法円寺様
444 〃 谷松寺様
445 〃 瑞雲寺様
446 〃 十方寺様
447 〃 大雲寺様
448 〃 新宮寺様
449 〃 兵庫県第二
450 〃 法円寺様
451 〃 谷松寺様
452 〃 瑞雲寺様
453 〃 十方寺様
454 〃 大雲寺様
455 〃 新宮寺様
456 〃 兵庫県第二
457 〃 法円寺様
458 〃 谷松寺様
459 〃 瑞雲寺様
460 〃 十方寺様
461 〃 大雲寺様
462 〃 新宮寺様
463 〃 兵庫県第二
464 〃 法円寺様
465 〃 谷松寺様
466 〃 瑞雲寺様
467 〃 十方寺様
468 〃 大雲寺様
469 〃 新宮寺様
470 〃 兵庫県第二
471 〃 法円寺様
472 〃 谷松寺様
473 〃 瑞雲寺様
474 〃 十方寺様
475 〃 大雲寺様
476 〃 新宮寺様
477 〃 兵庫県第二
478 〃 法円寺様
479 〃 谷松寺様
480 〃 瑞雲寺様
481 〃 十方寺様
482 〃 大雲寺様
483 〃 新宮寺様
484 〃 兵庫県第二
485 〃 法円寺様
486 〃 谷松寺様
487 〃 瑞雲寺様
488 〃 十方寺様
489 〃 大雲寺様
490 〃 新宮寺様
491 〃 兵庫県第二
492 〃 法円寺様
493 〃 谷松寺様
494 〃 瑞雲寺様
495 〃 十方寺様
496 〃 大雲寺様
497 〃 新宮寺様
498 〃 兵庫県第二
499 〃 法円寺様
500 〃 谷松寺様
501 〃 瑞雲寺様
502 〃 十方寺様
503 〃 大雲寺様
504 〃 新宮寺様
505 〃 兵庫県第二
506 〃 法円寺様
507 〃 谷松寺様
508 〃 瑞雲寺様
509 〃 十方寺様
510 〃 大雲寺様
511 〃 新宮寺様
512 〃 兵庫県第二
513 〃 法円寺様
514 〃 谷松寺様
515 〃 瑞雲寺様
516 〃 十方寺様
517 〃 大雲寺様
518 〃 新宮寺様
519 〃 兵庫県第二
520 〃 法円寺様
521 〃 谷松寺様
522 〃 瑞雲寺様
523 〃 十方寺様
524 〃 大雲寺様
525 〃 新宮寺様
526 〃 兵庫県第二
527 〃 法円寺様
528 〃 谷松寺様
529 〃 瑞雲寺様
530 〃 十方寺様
531 〃 大雲寺様
532 〃 新宮寺様
533 〃 兵庫県第二
534 〃 法円寺様
535 〃 谷松寺様
536 〃 瑞雲寺様
537 〃 十方寺様
538 〃 大雲寺様
539 〃 新宮寺様
540 〃 兵庫県第二
541 〃 法円寺様
542 〃 谷松寺様
543 〃 瑞雲寺様
544 〃 十方寺様
545 〃 大雲寺様
546 〃 新宮寺様
547 〃 兵庫県第二
548 〃 法円寺様
549 〃 谷松寺様
550 〃 瑞雲寺様
551 〃 十方寺様
552 〃 大雲寺様
553 〃 新宮寺様
554 〃 兵庫県第二
555 〃 法円寺様
556 〃 谷松寺様
557 〃 瑞雲寺様
558 〃 十方寺様
559 〃 大雲寺様
560 〃 新宮寺様
561 〃 兵庫県第二
562 〃 法円寺様
563 〃 谷松寺様
564 〃 瑞雲寺様
565 〃 十方寺様
566 〃 大雲寺様
567 〃 新宮寺様
568 〃 兵庫県第二
569 〃 法円寺様
570 〃 谷松寺様
571 〃 瑞雲寺様
572 〃 十方寺様
573 〃 大雲寺様
574 〃 新宮寺様
575 〃 兵庫県第二
576 〃 法円寺様
577 〃 谷松寺様
578 〃 瑞雲寺様
579 〃 十方寺様
580 〃 大雲寺様
581 〃 新宮寺様
582 〃 兵庫県第二
583 〃 法円寺様
584 〃 谷松寺様
585 〃 瑞雲寺様
586 〃 十方寺様
587 〃 大雲寺様
588 〃 新宮寺様
589 〃 兵庫県第二
590 〃 法円寺様
591 〃 谷松寺様
592 〃 瑞雲寺様
593 〃 十方寺様
594 〃 大雲寺様
595 〃 新宮寺様
596 〃 兵庫県第二
597 〃 法円寺様
598 〃 谷松寺様
599 〃 瑞雲寺様
600 〃 十方寺様
601 〃 大雲寺様
602 〃 新宮寺様
603 〃 兵庫県第二
604 〃 法円寺様
605 〃 谷松寺様
606 〃 瑞雲寺様
607 〃 十方寺様
608 〃 大雲寺様
609 〃 新宮寺様
610 〃 兵庫県第二
611 〃 法円寺様
612 〃 谷松寺様
613 〃 瑞雲寺様
614 〃 十方寺様
615 〃 大雲寺様
616 〃 新宮寺様
617 〃 兵庫県第二
618 〃 法円寺様
619 〃 谷松寺様
620 〃 瑞雲寺様
621 〃 十方寺様
622 〃 大雲寺様
623 〃 新宮寺様
624 〃 兵庫県第二
625 〃 法円寺様
626 〃 谷松寺様
627 〃 瑞雲寺様
628 〃 十方寺様
629 〃 大雲寺様
630 〃 新宮寺様
631 〃 兵庫県第二
632 〃 法円寺様
633 〃 谷松寺様
634 〃 瑞雲寺様
635 〃 十方寺様
636 〃 大雲寺様
637 〃 新宮寺様
638 〃 兵庫県第二
639 〃 法円寺様
640 〃 谷松寺様
641 〃 瑞雲寺様
642 〃 十方寺様
643 〃 大雲寺様
644 〃 新宮寺様
645 〃 兵庫県第二
646 〃 法円寺様
647 〃 谷松寺様
648 〃 瑞雲寺様
649 〃 十方寺様
650 〃 大雲寺様
651 〃 新宮寺様
652 〃 兵庫県第二
653 〃 法円寺様
654 〃 谷松寺様
655 〃 瑞雲寺様
656 〃 十方寺様
657 〃 大雲寺様
658 〃 新宮寺様
659 〃 兵庫県第二
660 〃 法円寺様
661 〃 谷松寺様
662 〃 瑞雲寺様
663 〃 十方寺様
664 〃 大雲寺様
665 〃 新宮寺様
666 〃 兵庫県第二
667 〃 法円寺様
668 〃 谷松寺様
669 〃 瑞雲寺様
670 〃 十方寺様
671 〃 大雲寺様
672 〃 新宮寺様
673 〃 兵庫県第二
674 〃 法円寺様
675 〃 谷松寺様
676 〃 瑞雲寺様
677 〃 十方寺様
678 〃 大雲寺様
679 〃 新宮寺様
680 〃 兵庫県第二
681 〃 法円寺様
682 〃 谷松寺様
683 〃 瑞雲寺様
684 〃 十方寺様
685 〃 大雲寺様
686 〃 新宮寺様
687 〃 兵庫県第二
688 〃 法円寺様
689 〃 谷松寺様
690 〃 瑞雲寺様
691 〃 十方寺様
692 〃 大雲寺様
693 〃 新宮寺様
694 〃 兵庫県第二
695 〃 法円寺様
696 〃 谷松寺様
697 〃 瑞雲寺様
698 〃 十方寺様
699 〃 大雲寺様
700 〃 新宮寺様
701 〃 兵庫県第二
702 〃 法円寺様
703 〃 谷松寺様
704 〃 瑞雲寺様
705 〃 十方寺様
706 〃 大雲寺様
707 〃 新宮寺様
708 〃 兵庫県第二
709 〃 法円寺様
710 〃 谷松寺様
711 〃 瑞雲寺様
712 〃 十方寺様
713 〃 大雲寺様
714 〃 新宮寺様
715 〃 兵庫県第二
716 〃 法円寺様
717 〃 谷松寺様
718 〃 瑞雲寺様
719 〃 十方寺様
720 〃 大雲寺様
721 〃 新宮寺様
722 〃 兵庫県第二
723 〃 法円寺様
724 〃 谷松寺様
725 〃 瑞雲寺様
726 〃 十方寺様
727 〃 大雲寺様
728 〃 新宮寺様
729 〃 兵庫県第二
730 〃 法円寺様
731 〃 谷松寺様
732 〃 瑞雲寺様
733 〃 十方寺様
734 〃 大雲寺様
735 〃 新宮寺様
736 〃 兵庫県第二
737 〃 法円寺様
738 〃 谷松寺様
739 〃 瑞雲寺様
740 〃 十方寺様
741 〃 大雲寺様
742 〃 新宮寺様
743 〃 兵庫県第二
744 〃 法円寺様
745 〃 谷松寺様
746 〃 瑞雲寺様
747 〃 十方寺様
748 〃 大雲寺様
749 〃 新宮寺様
750 〃 兵庫県第二
751 〃 法円寺様
752 〃 谷松寺様
753 〃 瑞雲寺様
754 〃 十方寺様
755 〃 大雲寺様
756 〃 新宮寺様
757 〃 兵庫県第二
758 〃 法円寺様
759 〃 谷松寺様
760 〃 瑞雲寺様
761 〃 十方寺様
762 〃 大雲寺様
763 〃 新宮寺様
764 〃 兵庫県第二
765 〃 法円寺様
766 〃 谷松寺様
767 〃 瑞雲寺様
768 〃 十方寺様
769 〃 大雲寺様
770 〃 新宮寺様
771 〃 兵庫県第二
772 〃 法円寺様
773 〃 谷松寺様
774 〃 瑞雲寺様
775 〃 十方寺様
776 〃 大雲寺様
777 〃 新宮寺様
778 〃 兵庫県第二
779 〃 法円寺様
780 〃 谷松寺様
781 〃 瑞雲寺様
782 〃 十方寺様
783 〃 大雲寺様
784 〃 新宮寺様
785 〃 兵庫県第二
786 〃 法円寺様
787 〃 谷松寺様
788 〃 瑞雲寺様
789 〃 十方寺様
790 〃 大雲寺様
791 〃 新宮寺様
792 〃 兵庫県第二
793 〃 法円寺様
794 〃 谷松寺様
795 〃 瑞雲寺様
796 〃 十方寺様
797 〃 大雲寺様
798 〃 新宮寺様
799 〃 兵庫県第二
800 〃 法円寺様
801 〃 谷松寺様
802 〃 瑞雲寺様
803 〃 十方寺様
804 〃 大雲寺様
805 〃 新宮寺様
806 〃 兵庫県第二
807 〃 法円寺様
808 〃 谷松寺様
809 〃 瑞雲寺様
810 〃 十方寺様
811 〃 大雲寺様
812 〃 新宮寺様
813 〃 兵庫県第二
814 〃 法円寺様
815 〃 谷松寺様
816 〃 瑞雲寺様
817 〃 十方寺様
818 〃 大雲寺様
819 〃 新宮寺様
820 〃 兵庫県第二
821 〃 法円寺様
822 〃 谷松寺様
823 〃 瑞雲寺様
824 〃 十方寺様
825 〃 大雲寺様
826 〃 新宮寺様
827 〃 兵庫県第二
828 〃 法円寺様
829 〃 谷松寺様
830 〃 瑞雲寺様
831 〃 十方寺様
832 〃 大雲寺様
833 〃 新宮寺様
834 〃 兵庫県第二
835 〃 法円寺様
836 〃 谷松寺様
837 〃 瑞雲寺様
838 〃 十方寺様
839 〃 大雲寺様
840 〃 新宮寺様
841 〃 兵庫県第二
842 〃 法円寺様
843 〃 谷松寺様
844 〃 瑞雲寺様
845 〃 十方寺様
846 〃 大雲寺様
847 〃 新宮寺様
848 〃 兵庫県第二
849 〃 法円寺様
850 〃 谷松寺様
851 〃 瑞雲寺様
852 〃 十方寺様
853 〃 大雲寺様
854 〃 新宮寺様
855 〃 兵庫県第二
856 〃 法円寺様
857 〃 谷松寺様
858 〃 瑞雲寺様
859 〃 十方寺様
860 〃 大雲寺様
861 〃 新宮寺様
862 〃 兵庫県第二
863 〃 法円寺様
864 〃 谷松寺様
865 〃 瑞雲寺様
866 〃 十方寺様
867 〃 大雲寺様
868 〃 新宮寺様
869 〃 兵庫県第二
870 〃 法円寺様
871 〃 谷松寺様
872 〃 瑞雲寺様
873 〃 十方寺様
874 〃 大雲寺様
875 〃 新宮寺様
876 〃 兵庫県第二
877 〃 法円寺様
878 〃 谷松寺様
879 〃 瑞雲寺様
880 〃 十方寺様
881 〃 大雲寺様
882 〃 新宮寺様
883 〃 兵庫県第二
884 〃 法円寺様
885 〃 谷松寺様
886 〃 瑞雲寺様
887 〃 十方寺様
888 〃 大雲寺様
889 〃 新宮寺様
890 〃 兵庫県第二
891 〃 法円寺様
892 〃 谷松寺様
893 〃 瑞雲寺様
894 〃 十方寺様
895 〃 大雲寺様
896 〃 新宮寺様
897 〃 兵庫県第二
898 〃 法円寺様
899 〃 谷松寺様
900 〃 瑞雲寺様
901 〃 十方寺様
902 〃 大雲寺様
903 〃 新宮寺様
904 〃 兵庫県第二
905 〃 法円寺様
906 〃 谷松寺様
907 〃 瑞雲寺様
908 〃 十方寺様
909 〃 大雲寺様
910 〃 新宮寺様
911 〃 兵庫県第二
912 〃 法円寺様
913 〃 谷松寺様
914 〃 瑞雲寺様
915 〃 十方寺様
916 〃 大雲寺様
917 〃 新宮寺様
918 〃 兵庫県第二
919 〃 法円寺様
920 〃 谷松寺様
921 〃 瑞雲寺様
922 〃 十方寺様
923 〃 大雲寺様
924 〃 新宮寺様
925 〃 兵庫県第二
926 〃 法円寺様
927 〃 谷松寺様
928 〃 瑞雲寺様
929 〃 十方寺様
930 〃 大雲寺様
931 〃 新宮寺様
932 〃 兵庫県第二
933 〃 法円寺様
934 〃 谷松寺様
935 〃 瑞雲寺様
936 〃 十方寺様
937 〃 大雲寺様
938 〃 新宮寺様
939 〃 兵庫県第二
940 〃 法円寺様
941 〃 谷松寺様
942 〃 瑞雲寺様
943 〃 十方寺様
944 〃 大雲寺様
945 〃 新宮寺様
946 〃 兵庫県第二
947 〃 法円寺様
948 〃 谷松寺様
949 〃 瑞雲寺様
950 〃 十方寺様
951 〃 大雲寺様
952 〃 新宮寺様
953 〃 兵庫県第二
954 〃 法円寺様
955 〃 谷松寺様
956 〃 瑞雲寺様
957 〃 十方寺様
958 〃 大雲寺様
959 〃 新宮寺様
960 〃 兵庫県第二
961 〃 法円寺様
962 〃 谷松寺様
963 〃 瑞雲寺様
964 〃 十方寺様
965 〃 大雲寺様
966 〃 新宮寺様
967 〃 兵庫県第二
968 〃 法円寺様
969 〃 谷松寺様
970 〃 瑞雲寺様
971 〃 十方寺様
972 〃 大雲寺様
973 〃 新宮寺様
974 〃 兵庫県第二
975 〃 法円寺様
976 〃 谷松寺様
977 〃 瑞雲寺様
978 〃 十方寺様
979 〃 大雲寺様
980 〃 新宮寺様
981 〃 兵庫県第二
982 〃 法円寺様
983 〃 谷松寺様
984 〃 瑞雲寺様
985 〃 十方寺様
986 〃 大雲寺様
987 〃 新宮寺様
988 〃 兵庫県第二
989 〃 法円寺様
990 〃 谷松寺様
991 〃 瑞雲寺様
992 〃 十方寺様
993 〃 大雲寺様
994 〃 新宮寺様
995 〃 兵庫県第二
996 〃 法円寺様
997 〃 谷松寺様
998 〃 瑞雲寺様
999 〃 十方寺様
1000 〃 大雲寺様
1001 〃 新宮寺様
1002 〃 兵庫県第二
1003 〃 法円寺様
1004 〃 谷松寺様
1005 〃 瑞雲寺様
1006 〃 十方寺様
1007 〃 大雲寺様
1008 〃 新宮寺様
1009 〃 兵庫県第二
1010 〃 法円寺様
1011 〃 谷松寺様
1012 〃 瑞雲寺様
1013 〃 十方寺様
1014 〃 大雲寺様
1015 〃 新宮寺様
1016 〃 兵庫県第二
1017 〃 静岡県第四
1018 〃 竜泉寺様
1019 〃 保福寺様
1020 〃 高林寺様
1021 〃 愛知県第三
1022 〃 東昌寺様
1023 〃 盛福寺様
1024 〃 長泉寺様
1025 〃 福田寺様
1026 〃 相持院様
1027 〃 寶珠院様
1028 〃 正衆寺様
1029 〃 龍江寺様
1030 〃 真楽寺様
1031 〃 神後院様
1032 〃 長沢寺様
1033 〃 東光寺様
1034 〃 大運寺様
1035 〃 萬松寺様
1036 〃 久宝寺様
1037 〃 功徳院様
1038 〃 金剛寺様
1039 〃 玉傳寺様
1040 〃 大安寺様
1041 〃 見海院様
1042 〃 慈照寺様
1043 〃 豪徳寺様
1044 〃 倫勝寺様
1045 〃 長尾寺様
1046 〃 栃木県
1047 〃 吟松寺様
1048 〃 雲竜寺様
1049 〃 延長寺様
1050 〃 静岡県第四
1051 〃 竜泉寺様
1052 〃 保福寺様
1053 〃 高林寺様
1054 〃 愛知県第三
1055 〃 東昌寺様
1056 〃 盛福寺様
1057 〃 天林寺様
1058 〃 見海院様
1059 〃 福田寺様
1060 〃 長泉寺様
1061 〃 青岸寺様
1062 〃 幡岳寺様
1063 〃 清水寺様
1064 〃 大雲寺様
1065 〃 滋賀県
1066 〃 光明寺様
1067 〃 大義院様
1068 〃 三重県第二
1069 〃 安楽寺様
1070 〃 薬師寺様
1071 〃 池渓寺様
1072 〃 大蓮寺様
1073 〃 兵庫県第一
1074 〃 海蔵寺様
1075 〃 月照寺様
1076 〃 少林寺様
1077 〃 勝竜寺様
1078 〃 永春寺様
1079 〃 久学寺様
1080 〃 円通寺様
1081 〃 和歌山県
1082 〃 光泉寺様
1083 〃 兵庫県第一
1084 〃 海蔵寺様
1085 〃 月照寺様
1086 〃 少林寺様
1087 〃 勝竜寺様
1088 〃 永春寺様
1089 〃 久学寺様
1090 〃 円通寺様
1091 〃 法円寺様
1092 〃 谷松寺様
1093 〃 瑞雲寺様
1094 〃 十方寺様
1095 〃 大雲寺様
1096 〃 新宮寺様
1097 〃 兵庫県第二
1098 〃 法円寺様
1099 〃 谷松寺様
1100 〃 瑞雲寺様
1101 〃 十方寺様
1102 〃 大雲寺様
1103 〃 新宮寺様
1104 〃 兵庫県第二
1105 〃 法円寺様
1106 〃 谷松寺様
1107 〃 瑞雲寺様
1108 〃 十方寺様
1109 〃 大雲寺様
1110 〃 新宮寺様
1111 〃 兵庫県第二
1112 〃 法円寺様
1113 〃 谷松寺様
1114 〃 瑞雲寺様
1115 〃 十方寺様
1116 〃 大雲寺様
1117 〃 新宮寺様
1118 〃 兵庫県第二
1119 〃 法円寺様
1120 〃 谷松寺様
1121 〃 瑞雲寺様
1122 〃 十方寺様
1123 〃 大雲寺様
1124 〃 新宮寺様
1125 〃 兵庫県第二
1126 〃 法円寺様
1127 〃 谷松寺様
1128 〃 瑞雲寺様
1129 〃 十方寺様
1130 〃 大雲寺様
1131 〃 新宮寺様
1132 〃 兵庫県第二
1133 〃 法円寺様
1134 〃 谷松寺様
1135 〃 瑞雲寺様
1136 〃 十方寺様
1137 〃 大雲寺様
1138 〃 新宮寺様
1139 〃 兵庫県第二
1140 〃 法円寺様
1141 〃 谷松寺様
1142 〃 瑞雲寺様
1143 〃 十方寺様
1144 〃 大雲寺様
1145 〃 新宮寺様
1146 〃 兵庫県第二
1147 〃 法円寺様
1148 〃 谷松寺様
1149 〃 瑞雲寺様
1150 〃 十方寺様
1151 〃 大雲寺様
1152 〃 新宮寺様
1153 〃 兵庫県第二
1154 〃 法円寺様
1155 〃 谷松寺様
1156 〃 瑞雲寺様
1157 〃 十方寺様
1158 〃 大雲寺様
1159 〃 新宮寺様
1160 〃 兵庫県第二
1161 〃 法円寺様
1162 〃 谷松寺様
1163 〃 瑞雲寺様
1164 〃 十方寺様
1165 〃 大雲寺様
1166 〃 新宮寺様
1167 〃 兵庫県第二
1168 〃 法円寺様
1169 〃 谷松寺様
1170 〃 瑞雲寺様
1171 〃 十方寺様
1172 〃 大雲寺様
1173 〃 新宮寺様
1174 〃 兵庫県第二
1175 〃 法円寺様
1176 〃 谷松寺様
1177 〃 瑞雲寺様
1178 〃 十方寺様
1179 〃 大雲寺様
1180 〃 新宮寺様
1181 〃 兵庫県第二
1182 〃 法円寺様
1183 〃 谷松寺様
1184 〃 瑞雲寺様
1185 〃 十方寺様
1186 〃 大雲寺様
1187 〃 新宮寺様
1188 〃 兵庫県第二
1189 〃 法円寺様
1190 〃 谷松寺様
1191 〃 瑞雲寺様
1192 〃 十方寺様
1193 〃 大雲寺様
1194 〃 新宮寺様
1195 〃 兵庫県第二
1196 〃 法円寺様
1197 〃 谷松寺様
1198 〃 瑞雲寺様
1199 〃 十方寺様
1200 〃 大雲寺様
1201 〃 新宮寺様
1202 〃 兵庫県第二
1203 〃 法円寺様
1204 〃 谷松寺様
1205 〃 瑞雲寺様
1206 〃 十方寺様
1207 〃 大雲寺様
1208 〃 新宮寺様
1209 〃 兵庫県第二
1210 〃 法円寺様
1211 〃 谷松寺様
1212 〃 瑞雲寺様
1213 〃 十方寺様
1214 〃 大雲寺様
1215 〃 新宮寺様
1216 〃 兵庫県第二
1217 〃 法円寺様
1218 〃 谷松寺様
1219 〃 瑞雲寺様
1220 〃 十方寺様
1221 〃 大雲寺様
1222 〃 新宮寺様
1223 〃 兵庫県第二
1224 〃 法円寺様
1225 〃 谷松寺様
1226 〃 瑞雲寺様
1227 〃 十方寺様
1228 〃 大雲寺様
1229 〃 新宮寺様
1230 〃 兵庫県第二
1231 〃 法円寺様
1232 〃 谷松寺様
1233 〃 瑞雲寺様
1234 〃 十方寺様
1235 〃 大雲寺様
1236 〃 新宮寺様
1237 〃 兵庫県第二
1238 〃 法円寺様
1239 〃 谷松寺様
1240 〃 瑞雲寺様
1241 〃 十方寺様
1242 〃 大雲寺様
1243 〃 新宮寺様
1244 〃 兵庫県第二
1245 〃 法円寺様
1246 〃 谷松寺様
1247 〃 瑞雲寺様
1248 〃 十方寺様
1249 〃 大雲寺様
1250 〃 新宮寺様
1251 〃 兵庫県第二
1252 〃 法円寺様
1253 〃 谷松寺様
1254 〃 瑞雲寺様
1255 〃 十方寺様
1256 〃 大雲寺様
1257 〃 新宮寺様
1258 〃 兵庫県第二
1259 〃 法円寺様
1260 〃 谷松寺様
1261 〃 瑞雲寺様
1262 〃 十方寺様
1263 〃 大雲寺様
1264 〃 新宮寺様
1265 〃 兵庫県第二
1266 〃 法円寺様
1267 〃 谷松寺様
1268 〃 瑞雲寺様
1269 〃 十方寺様
1270 〃 大雲寺様
1271 〃 新宮寺様
1272 〃 兵庫県第二
1273 〃 法円寺様
1274 〃 谷松寺様
1275 〃 瑞雲寺様
1276 〃 十方寺様
1277 〃 大雲寺様
1278 〃 新宮寺様
1279 〃 兵庫県第二
1280 〃 法円寺様
1281 〃 谷松寺様
1282 〃 瑞雲寺様
1283 〃 十方寺様
1284 〃 大雲寺様
1285 〃 新宮寺様
1286 〃 兵庫県第二
1287 〃 法円寺様
1288 〃 谷松寺様
1289 〃 瑞雲寺様
1290 〃 十方寺様
1291 〃 大雲寺様
1292 〃 新宮寺様
1293 〃 兵庫県第二
1294 〃 法円寺様
1295 〃 谷松寺様
1296 〃 瑞雲寺様
1297 〃 十方寺様
1298 〃 大雲寺様
1299 〃 新宮寺様
1300 〃 兵庫県第二
1301 〃 法円寺様
1302 〃 谷松

42 〃 護国寺様
72 〃 真福寺様
78 〃 華厳寺様
109 〃 大楽寺様
111 〃 渓月院様
125 〃 竜泉寺様
145 〃 久屋寺様
212 〃 功山寺様

鳥取県
17 〃 普含寺様
27 〃 景福寺様
30 〃 長通寺様
48 〃 譲伝寺様
58 〃 正寿寺様
68 〃 永福寺様
122 〃 桂養寺様
124 〃 願成寺様
143 〃 瑞応寺様
146 〃 妙楽寺様
156 〃 福厳院様
159 〃 大祥寺様
162 〃 梅翁寺様
172 〃 普門寺様
189 〃 常福寺様
197 〃 永福寺様

島根県第一
209 〃 円通寺様
231 〃 岩瀧寺様
330 〃 正法寺様

島根県第二
8 〃 祐福寺様
19 〃 常福寺様
44 〃 吉祥寺様
58 〃 洞光寺様
59 〃 清光院様
63 〃 龍覚寺様
64 〃 安栖院様
70 〃 完全寺様
136 〃 永泉寺様
144 〃 福知寺様
169 〃 長安寺様
201 〃 晋叟寺様
203 〃 玉雲寺様

高知県
18 〃 藤林寺様

香川県
2 〃 見性寺様

愛媛県
1 〃 髙昌寺様
8 〃 栖岸院様
10 〃 瑞林寺様
31 〃 千如寺様
109 〃 義安寺様
111 〃 大通寺様
113 〃 西禅寺様
114 〃 東栄寺様
120 〃 極楽寺様
146 〃 興雲寺様

徳島県
17 〃 江音寺様

福岡県
15 〃 龍国寺様
18 〃 聖種寺様
28 〃 桂木寺様
43 〃 興雲寺様
62 〃 禅覚寺様
127 〃 瑞松寺様
139 〃 慈眼寺様
147 〃 円通寺様

大分県
8 〃 豊音寺様
35 〃 長流寺様
93 〃 神光寺様
100 〃 勝光寺様
134 〃 長安寺様
147 〃 有近寺様
175 〃 羅漢寺様

長崎県第一
2 〃 菩提寺様
3 〃 永昌寺様
8 〃 円福寺様
24 〃 東向寺様
52 〃 青眼寺様
57 〃 長泉寺様
60 〃 明性寺様
78 〃 宝泉寺様
88 〃 慈光院様
143 〃 徳蔵寺様

佐賀県
18 〃 久善院様
34 〃 栄蔵寺様
99 〃 報恩寺様
102 〃 浄泰寺様
103 〃 浄円寺様
108 〃 光明寺様
114 〃 広厳寺様
174 〃 常安寺様
175 〃 心月寺様
213 〃 瑞光寺様
231 〃 福田寺様

熊本県第一
28 〃 大慈寺様
36 〃 見松寺様
37 〃 如来寺様
50 〃 雲泉寺様

熊本県第二
79 〃 向陽寺様
88 〃 明徳寺様

宮崎県
24 〃 全長寺様
35 〃 法泉寺様
38 〃 観音寺様
39 〃 幸福寺様

長野県第一
5 〃 寛松寺様
15 〃 白心庵様
43 〃 洞仙寺様
99 〃 天照寺様
109 〃 興禅寺様
123 〃 真蔵寺様
137 〃 浄福寺様
139 〃 梅翁院様
145 〃 禅透院様
162 〃 大聖寺様
166 〃 普賢寺様
178 〃 林秀庵様
224 〃 玄照寺様
279 〃 大徳寺様
288 〃 正安寺様
311 〃 龍雲寺様
358 〃 安楽寺様
359 〃 龍光院様
364 〃 龍昌院様

長野県第二
384 〃 宗湖寺様
389 〃 宗福寺様
406 〃 廣澤寺様
408 〃 正麟寺様
419 〃 宗徳寺様
465 〃 明光寺様
474 〃 長桂寺様
480 〃 法音寺様
486 〃 栖林寺様
493 〃 吉祥寺様
525 〃 林叟院様
554 〃 薬師寺様

福井県
50 〃 義宣寺様
142 〃 弘誓寺様

石川県
20 〃 金剛寺様
79 〃 東光寺様
91 〃 太盛院様
109 〃 守禅庵様

富山県
83 〃 永久寺様
206 〃 慈眼寺様
218 〃 東光寺様

新潟県第一
311 〃 大慈寺様
341 〃 雙善寺様
343 〃 慈眼寺様
394 〃 常安寺様
408 〃 昌福寺様
415 〃 龍昌庵様
437 〃 善祥寺様
438 〃 長昌寺様
462 〃 正眼寺様
463 〃 洞源寺様
475 〃 天昌寺様
511 〃 慈雲寺様
728 〃 妙喜寺様
768 〃 大仙寺様

新潟県第二
700 〃 剛安寺様

新潟県第三
514 〃 長命寺様
535 〃 普光寺様
637 〃 洞泉寺様
802 〃 十王寺様

新潟県第四
11 〃 法幢寺様
14 〃 栄徳寺様
53 〃 英林寺様
112 〃 常安寺様
182 〃 正法寺様
186 〃 龍澤寺様
189 〃 東泉寺様
212 〃 太總寺様
228 〃 雲泉寺様
233 〃 松岳寺様
235 〃 龍門寺様
239 〃 千眼寺様
243 〃 吉祥寺様
283 〃 耕太寺様
296 〃 関泉寺様
794 〃 延命寺様

福島県
6 〃 龍鳳寺様
11 〃 宝勝寺様
14 〃 円通寺様
25 〃 安洞院様
34 〃 光徳寺様
46 〃 龍伝寺様
85 〃 松原寺様
90 〃 明光寺様
99 〃 茂林寺様
104 〃 成願寺様
121 〃 長泉寺様
131 〃 天性寺様
139 〃 徳成寺様
143 〃 西光寺様
154 〃 雲月寺様
162 〃 昌建寺様
167 〃 澄江寺様
168 〃 清光寺様
180 〃 蓮蔵寺様
208 〃 全応寺様
212 〃 東林寺様
225 〃 長泉寺様
231 〃 円通寺様
261 〃 妙高院様
274 〃 竜門寺様
276 〃 龍雲寺様
294 〃 東光寺様
296 〃 常春院様
298 〃 長谷寺様
299 〃 一山寺様
310 〃 観音寺様
345 〃 大用寺様
370 〃 秀長寺様
373 〃 泰雲寺様
401 〃 常楽寺様
405 〃 勝方寺様
446 〃 天宗寺様
449 〃 松庵寺様

宮城県
20 〃 栽松院様
24 〃 妙心院様
28 〃 輪王寺様
31 〃 全玖院様
35 〃 龍雲院様
43 〃 玉川寺様
49 〃 化度寺様
81 〃 昌林寺様
94 〃 秀麓斎様
129 〃 自得寺様
153 〃 徳本寺様
205 〃 龍川寺様
213 〃 松窓寺様
226 〃 真昌寺様
270 〃 滝澤寺様
278 〃 津龍院様
282 〃 耕徳院様
293 〃 梅渓寺様
295 〃 松巌寺様
327 〃 観音寺様
364 〃 龍源寺様
392 〃 金秀寺様
413 〃 福現寺様
432 〃 耕田寺様

岩手県
3 〃 東顕寺様
7 〃 永祥院様
12 〃 沼福寺様
13 〃 長善寺様
66 〃 渕龍寺様
70 〃 桂林寺様
75 〃 宗青寺様
82 〃 将軍寺様
94 〃 浄珠院様
100 〃 福蔵寺様
104 〃 廣徳寺様
113 〃 興国寺様
125 〃 明蔵寺様
147 〃 龍徳寺様
231 〃 盛岩寺様
233 〃 玉泉寺様
244 〃 江岸寺様
247 〃 正福寺様
249 〃 光明寺様
252 〃 柳玄寺様
270 〃 海蔵寺様
288 〃 長福寺様

青森県
11 〃 京徳寺様
25 〃 川龍院様
26 〃 安盛寺様
27 〃 蘭庭院様
41 〃 見道寺様
43 〃 夢宅寺様
66 〃 大慈寺様
67 〃 福昌寺様
77 〃 傳昌寺様
101 〃 聖福寺様
103 〃 光昌寺様
105 〃 東昌寺様
110 〃 長昌寺様
113 〃 正洞院様
119 〃 大安寺様
140 〃 観照院様
155 〃 元光寺様
181 〃 長弘寺様
183 〃 大乗寺様

山形県第一
7 〃 青林寺様
11 〃 伝昌寺様
12 〃 正徳寺様
61 〃 長谷寺様
81 〃 金勝寺様
96 〃 陽雲寺様
97 〃 巨海院様
103 〃 祥光院様
115 〃 長福寺様
176 〃 龍源寺様
194 〃 龍護寺様
214 〃 長泉寺様
232 〃 廣際院様

山形県第二
295 〃 永松寺様
352 〃 盤昌寺様
377 〃 東源寺様
412 〃 桂岩寺様
417 〃 繁応院様

山形県第三
468 〃 宗伝寺様
502 〃 楞厳院様
503 〃 梅林寺様
521 〃 大川寺様
560 〃 宝積寺様
565 〃 田種院様
581 〃 長現寺様
637 〃 泰宗寺様
659 〃 持地院様
672 〃 妙泉寺様
718 〃 長渕寺様
742 〃 龍澤寺様

秋田県
3 〃 蒼竜寺様
7 〃 満福寺様
10 〃 歓喜寺様
17 〃 補陀寺様
18 〃 乗福寺様
22 〃 源正寺様
31 〃 本明寺様
47 〃 東傳寺様
68 〃 長泉寺様
85 〃 宝円寺様
90 〃 正乗寺様
111 〃 西方寺様
113 〃 正眼寺様
114 〃 光禅寺様
151 〃 吉祥寺様
152 〃 善龍寺様
166 〃 久昌寺様
174 〃 満福寺様
179 〃 長泉寺様
180 〃 竜泉寺様
186 〃 永泉寺様
213 〃 南陽院様
252 〃 長泉寺様
260 〃 松庵寺様
261 〃 見性寺様
265 〃 倫勝寺様
269 〃 正伝寺様
279 〃 宝昌寺様
284 〃 善徳寺様
302 〃 天昌寺様
311 〃 全応寺様
314 〃 養牛寺様
321 〃 鏡得寺様
323 〃 恩徳寺様
338 〃 円通寺様

北海道第一
5 〃 大泉寺様
9 〃 円通寺様
14 〃 広福寺様
39 〃 正覚院様
43 〃 大円寺様
52 〃 龍洞院様
65 〃 法輪寺様
94 〃 曹源寺様
96 〃 観音寺様
350 〃 来広寺様
482 〃 龍仙寺様
496 〃 真龍寺様

北海道第二
107 〃 明王寺様
260 〃 龍雲寺様
272 〃 祥雲寺様
299 〃 永福寺様
319 〃 天嶺寺様
324 〃 崇賢寺様
344 〃 全龍寺様
359 〃 東明寺様
419 〃 龍門寺様

北海道第三
151 〃 大沢寺様
203 〃 西来寺様
267 〃 天恵寺様

御協力誠にありがとうございました。

菜食健美

薇のクルミ和合

青森県弘前市普門院　副住職　白澤　雪俊（弘前曹青会長）

今号より「エコクッキング」に替わり、精進料理の現場の第一線で活躍する青年僧侶が担当する「菜食健美」というコーナーを開始いたします。

この「菜食健美」では、皆様の食卓でも気軽に試して頂ける精進料理のレシピ（調理法）について分かり易く説明していきます。

担当するのは、「そうせい」一二四号・ピープルでも紹介をした白澤雪俊師（青森県弘前曹青会長）です。師は大本山永平寺における修行の多くを典座寮にて過ごし、また送行後も永平寺東京別院にて副典を務めるなど、宗門若手を代表する典座和尚として活躍中です。

これから紹介させて頂く精進料理のレシピ（調理法）の種を、ぜひ皆様の食卓で花として咲かせてみては如何でしょうか。

なお、紙面をお借りしまして、今までエコクッキングを担当頂いた小池澄子氏、近藤晃由師に心よりお礼を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

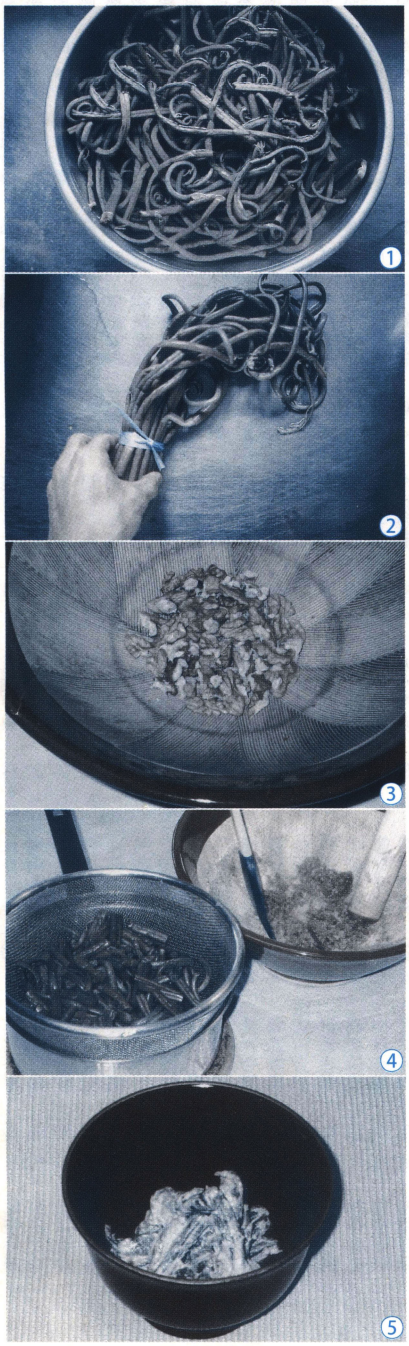

「精進料理は寺でするもの…」と思っている人は多いようです。しかし、決してそんな事はございません。飽食の時代と囁かれている昨今、心と体の健康を維持する為にも、ひと手間かけた精進料理をご自宅で作ってみては如何でしょうか。

今回は乾物を作った一品を紹介します。「薇」というと、古くから保存食として重宝され、地方各地の家の庭では天日干しをする風景をよく目にいたしました。また、グラム＝何千円にも値する貴重な食材とも言われてきました。

そこで今号は「薇のクルミ和合」を手順写真に従って紹介していきたいと思います。

まず、写真①のように水を張ったボールに薇を入れて戻します（鹿尾菜などと違い、一日では戻り切りません。二日～三日かけるとふっくら太ります）。

次に、写真②のように、戻りきった薇を、ビニールの紐で長さを揃えて結びます。約三～五センチの包丁幅で切るのに、これをしておくと進みが良くなります。

それから写真③・④、クルミの殻を割り、実を取り出して、すり鉢でつぶします。その間、薇は下味を付ける為に煮物を調理する手順で多少薄めの味に仕立てておきます。

しっかりと薇から煮汁を切り、クルミと一緒に和合ます。全体に白いとろみが付いた所で仕上げ、程よく盛り付けます。

ポイントとしては、時間が経つと水気が出てくるので、食べる直前に盛り付ける事と、下味を薄く付ける事です。

ある典座和尚は、まれに「薇」を漢字で「禅味（ぜんまい）」と表しました。まさに精進料理を代表する食材として昔から親しまれてきたとも言えましょう。

文・白澤　雪俊（しらさわ　せっしゅん）

昭和四十五年、青森県弘前市生まれ。
十八歳で永平寺別院に安居修行しながら、駒澤短期大学（仏教科）に学ぶ。
卒業後一年間東京都港区の青松寺に随身（住職にお仕えし学ぶ修行僧）として過ごした後、福井県曹洞宗大本山永平寺にて、七年間安居修行をする。
この七年間の中約三年間を典座寮に配役される。
永平寺送行後、大本山永平寺東京別院 長谷寺副典として再安居。
現在、青森県弘前市普門院副住職として師匠を補佐する傍ら、青森県弘前曹青会長も務める。
著書：『身体にやさしい料理をつくろう』（ニュートンプレス）

碧層々

全曹青の執行部会・理事会等では、メーリングリストを利用して、会議日程の調節・各委員会の活動報告・意見交換といったものを行っています。

これは、第十四期の全曹青執行部より設置されたもので、限られた予算の中で行う全曹青の活動に、今では無くてはならない存在になっています。

また、私達の日常生活の中に目を向けてみると、電話機能・メール機能はもちろん、カメラまで備えた携帯電話を、小学生から老人まで正に老若男女を問わず所持されています。

それらは非常に簡単な操作で情報を得る事も送る事も自由自在に出来るようになってきています。そして、今やそれ無しでは暮らせないような生活環境にあります。

ところで、先日私の携帯電話に、突然ある写真が貼付されたメールが届きました。そのメールに添付された写真は、佐世保で起こった小学生同士の殺人事件の加害者の少女の写真と称するものでした。

どうして、突然そのような写真が添付されたメールが届くのか非常に疑問でありましたし、写真が真実なのか否かも解りませんが、非常に不快感を持ちました。

皆さん御存じのように、一般には、未成年を保護する法規制によりそれらの物は公開されていません。そして、各種報道機関の間では周知徹底されています。個人から発信される情報は、そういった制約が無く、まさに個人個人の考えに基づいてやり取りがなされています。

私達はいつの間にか情報を受信する側ばかりでなく、発信する側にいることに気付いているのでしょうか？情報発信者としての責任や、倫理観といった問題は、なおざりにされたままだと感じます。

今後、益々便利な道具が生まれ、私達の生活に大きな影響を与えるでしょう。私達は、人の心に起因する様々な問題にも目を向け、対峙していく必要を感じます。

全国曹洞宗青年会 会長　山口　英寿

「そうせい」121号特集記事に関する勉強会

去る平成16年２月９日、曹洞宗檀信徒会館（芙蓉の間）において、「そうせい」121号特集記事（「民主主義を超えて仏主主義の教育を」）に関する勉強会が開かれました。この勉強会は、既述した記事に対する読者の方からの指摘を受けて催されたものです。

当日は、実際に記事をお寄せ頂いた長崎県皓臺寺専門僧堂堂長・大田大譲老師を講師にお招きし、当時「そうせい」121号編集に携わっていた第14期関係者（広報委員会・会長ら諸師）、並びに現第15期執行部・理事諸師、加えて全曹青の所管部署でもある本庁教化部企画研修課の課長・書記諸老師にもご出席を賜り、活発な意見交換がなされました。

その特集で取り上げた戦争問題に対する意見や考え方にはそれぞれ立場があるにせよ、共に宗教者の立場から非戦・平和を願う誓願を護持していく事への再確認がなされた一日でもありました。

第15期全曹青においても、これらのご指摘を過去のものとして風化させる事なく、自らの研鑽の意志をもって今後の「そうせい」編集・発行に努めていく所存です。

「そうせい」に対するご意見・ご感想をお寄せ下さい。

あて先　〒369－0301
埼玉県児玉郡上里町金久保701　陽雲寺内
そうせいサロン係

そうせい図書館

この度「そうせいサロン」宛に、東京都町田市簗田寺（りょうでんじ）ご住職・齋藤謹也老師より、『物語メニュー』（写真参照）という一冊の本をお寄せ頂きました。

これは、「そうせい」一二四号における特集「食育の可能性 ～いのちみえますか～」を受けて寄贈をして頂いたものです。

師の保育園・幼稚園では、子育てをする過程において重要である「子どもの食事」の問題について、どうすればもっと子ども達と一緒に「食」を楽しむことができるかをテーマに、『食育』の一環として『物語メニュー』を提案し実践しておられます。

そのような経緯から、我々が「そうせい」特集で取り上げた食育概念に対してもご理解を示して頂けました。

紙面を借りて、ぜひ読者の皆様にも師の御本を紹介させて頂きたいと思います。

〈本の紹介〉

『物語メニュー』
～食の楽しさ再発見～

編　者　社会福祉法人 東香会
発行人　齋藤謹也
出版社　ごま書房
価　格　一、三六五円（税込）

編集室敬白

今日も、社会情勢は各メディアを通して、様々な形になり我々に伝わっている。イラク人質殺害事件と佐世保小学生殺人事件が衝撃的ではあったが、中でも災害に至っては、その大自然の力をまざまざと見せつけられる様にも、感じられた。新潟県の五十嵐川破提の氾濫に於いては、自治体や県政の管理・体制が問題視されていたのは周知の通りである。この組織としての管理・体制の問題は、「他山の石を以て玉を攻むべし」として、我々の身近なところにも、存在するようにも思われ、一考の価値はあるのではなかろうか。本号のバチェラー氏の言葉「不可知主義」の浅い方ではなく、「深い不可知主義」の言葉が連想される。又、佐賀県竜巻災害・新潟県・福島県・福井県の集中豪雨災害が、大きい被災であったと報道され、その状況が伝わった。その中、福井県の大本山永平寺の被災状況は、修行生活上支障は無いそうである。しかし、連日役寮諸老師と雲水数名が、被災中心地において、ボランティア活動に努めているそうである。ここに編集室より、各被災地の被災者の方々と御寺院様の、早期復興と身心堅固を御祈念申し上げます。

曹洞宗岐阜県青年会

CLUB REPORT
青年会モザイク

会　長	志比　道栄（岐阜西濃）
副会長	水野　弘基（中　濃）
	大久保厚志（多　岐）
	森　　如謙（東　濃）
	原田　太石（飛　騨）
事務局長	透　　隆嗣
会　計	田中　和彦
庶　務	大橋　陵賢
出　版	宮崎　誠道
会員数	43名（平成16年度現在）
設　立	昭和51年

曹洞宗岐阜県青年会（以下、曹岐青）は、「大衆接化の接点を求めて」を原点として、県内を岐阜西濃・中濃・多岐・東濃・飛騨の五つのブロックに分け、ブロックごとに自主的・主体的な青年会活動を行っています。

また本会では、ブロックごとに副会長を置き、その副会長が一方において会全体の意思統一を図りながら、各ブロックのリーダーとして先頭に立ち活動を展開しています。

ブロック単位の活動に中心を置く理由は、

①活動区域が限定され、時間的に都合がつけやすいこと

②少人数であることで会員が各自の意見を出しやすいこと

などにあります。

ともあれ、わが曹岐青は県内青年宗侶が青年会活動に主体的かつ積極的に無理なく参加し、青年宗侶ならではの活動をすることに目標を置いているのが特徴とも言えましょう。

（飛騨ブロック）子ども緑蔭禅の集いの様子

各ブロック単位の活動には次のようなものがあります。

①ＳＶＡのミャンマー難民への衣類支援への協力

②ＳＶＡのクラフト・エイドへの協力

③歳末助け合い托鉢

④老人ホームなどへの慰問

⑤子供緑蔭禅の集いの開催

など、その内容は多岐にわたっています。

この中で、特に「子供緑蔭禅の集い」はブロック単位で開催されますので、参加者にとって近隣の寺院で参加をすることができ、少人数のケアの行き届いた会になるということで好評を得ています。

また、曹岐青全体の活動としましては

①岐阜市内での托鉢や大本山永平寺拝登行脚などの報恩行

②県内各ブロックの教化活動などを紹介した機関誌『勝友』の刊行

③法要研修（その成果として『大般若理趣分作法』や『歎仏会作法』を発刊）の実施

④県総授戒会への参加（四年に一回の頻度）

などを行っています。

特に、「総授戒会」は先輩諸老師のご指導の下、差定の作成から事前準備・配役・事後処理までさまざまな経験ができ、併せてこの期間、寝食をともにすることにより会員相互の親睦が深まり、知識や技能の共有と濃密な人間関係の確立という便益を得ることができ、非常に有意義な活動であると自負しています。

曹岐青全体会議の様子

大本山永平寺拝登報恩托鉢の様子

本会は執行部をブロックごとの輪番で運営しています。それだけに会員の会への取り組み意欲は旺盛です。岐阜県は世界遺産にも指定されている白川郷や高山祭り、長良川の鵜飼など観光資源に恵まれた地域でありながら、近年では産業廃棄物等の環境保全活動の問題が大きく取り沙汰されております。

この問題について、今後の若い私たち青年僧がどのように「環境保全」や「いのちの尊厳」について仏祖の御教えを伝えて行けるかが活動の課題であります。

今後も新たな活動目標を模索し、青年宗侶としての責任を積極的に果たして行きたいと思っております。皆様には今後ともご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

古紙100%再生紙

ZENSOUSEI 15th 30

ほとけさまの知恵袋（ちえぶくろ）

頒布ご案内

全国曹洞宗青年会青少年教化委員会では、「子ども緑蔭禅」「日曜学校」「子ども参禅会」などの、青少年への教化活動をより内容のあるものにしていただくために、「ほとけさまの知恵袋」を制作しました。

「ほとけさまの知恵袋を付け、お坊さんの真似をする」すると、お互いの距離が縮まり、仏教に対する、お坊さんに対する心の扉を開いてくれる。

「ほとけさまの知恵袋を抱き、仏さまとなる」すると、姿勢が正しくなり、心が正しくなり、行いも正しくなり、より良い人になってくれる。

青少年が混迷している今この時代だからこそ、「ほとけさまの知恵袋」を通じて仏の種まきをし、仏縁を深めてもらい自分に向き合う、そんなお手伝いが出来ればと願います。

また違った視点から様々な使い方が出来、幼稚園などでも使っていただける青少年教化アイテムとして仕上げました。

皆様には幅広い用途で、「ほとけさまの知恵袋」を生かしていただければ嬉しく思います。

【子ども用腕輪念珠】

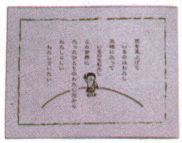

表

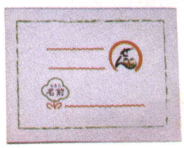

裏

【参加バッジ】直径2cm

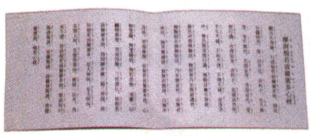

中面

【名札付きお経カード】

価格 | **1本800円**にて実費頒布。送料は別途申し受けます。
（子ども用腕輪念珠・名札付きお経カード・参加バッジが付きます。）

注文方法 | 下記の注文書に必要事項をご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。

申し込み締切り | **2,000本限定**にて制作販売いたします。お早めにお申し込み下さい。
発送は平成16年7月中旬より申込み順となります。

代金支払い方法 | 製品に同梱されている振込用紙にて、到着後14日以内にお振込ください。

申し込み先 | 〒959-1837　新潟県五泉市寺沢2-1-10　電話0250-41-1234　（有）アスリート　ほとけさまの知恵袋 係
FAX 0250-41-1235

問い合わせ先 | 全国曹洞宗青年会青少年教化委員会
委員長　阿部正機　電話090-3093-4112
委　員　佐藤泰元　電話090-8731-7319

切り取り

「ほとけさまの知恵袋」注文書

寺籍番号

ご寺院名

ご氏名

ご住所　〒

電話番号

注文本数　　本

希望納期日　　月　　日

通信欄

発行所　全国曹洞宗青年会　〒105-8544　東京都港区芝2-5-2　曹洞宗宗務庁内／発行責任者　山口　英寿　編集責任者　秋　央文　編集委員　菅原　研洲・河村　康仁・久間　泰弘・安彦　智峰・武田　光誠・広瀬　知哲・藤木　総宣
本誌編集部へのお問い合わせ先　〒369-0301　埼玉県児玉郡上里町金久保701　陽雲寺内　☎(0495)33-8255／全曹青ホームページ　http://www.sousei.gr.jp／印刷所　株式会社　中央デザイン／定価　二百円

心の扉を開こう。

ほとけさまの知恵袋（ちえぶくろ）

使い方いろいろ

●子ども緑蔭禅、日曜学校、子ども参禅会などの活動の折に●子ども授戒会の血脈袋として（儀式中に掛け血脈を懐に抱く）●経本・つどいのしおり入れとして●お守り（写経・写仏入れ）として●お寺の法事など諸行事に（本堂備えつけ）●子弟との勤行に●首かけ名札プレートとして●幼稚園園児に（諸行事・卒園記念・ごほうびに「仏さまからの金メダル」として）…etc

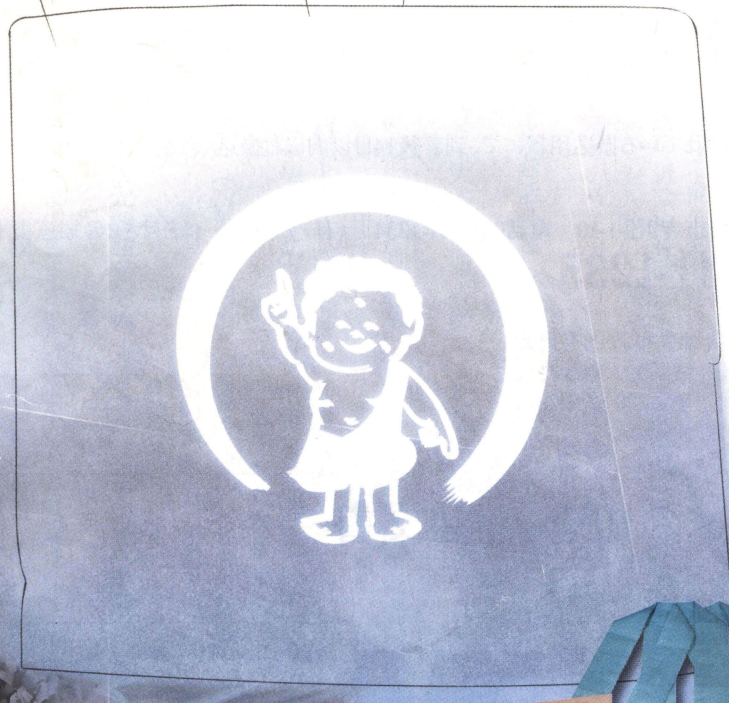

◎危険防止用取りはずしマジックテープ付き

お申し込みに関する詳細については、
裏面（31頁）をご覧下さい。